

第2章 火災事例

火災事例

○ 本章の火災事例の概要は、第3章から第9章の各項目で取りまとめています。
火災事例タイトルに関連章を記載していますので合わせてご覧ください。

火災事例一覧

		関連章
1 放火	36	第3章 1
2 たばこ	37	2
3 火遊び	39	3
4 ライター	40	4
5 ロウソク	42	5
6 電気設備機器	43	6
7 ガス設備機器	47	7
8 石油設備機器	50	8
9 天ぷら油火災	52	第4章 1
10 危険物類	54	2
11 エアゾール缶等	56	3
12 爆発	59	4
13 社告品	60	5
14 火災による死傷者	61	第5章
15 高齢者	64	第6章 1
16 工事関係者等による火災	66	2
17 着衣着火	68	3
18 住宅火災	70	第7章 1
19 飲食店	74	2
20 物品販売店舗等	76	3
21 旅館・ホテル・宿泊所	78	4
22 病院・診療所	80	5

23	学校	82	6
24	工場・作業場	84	7
25	倉庫	85	8
26	事務所	86	9
27	防火管理義務対象物	88	10
28	危険物施設	89	12
29	車両	91	13
30	消防用設備等の活用状況	92	第8章 1
31	防災物品等	94	4
32	延焼拡大・避難状況	95	第9章

1 放火

【関連章第3章1】

事例 「公園内の橋が放火された火災」

出火時分 7月 0時ごろ

用途等 非該当

被害状況 橋1本焼損

概要

この火災は、公園内にある木造の橋から出火したものです。

出火原因は、何者かが何らかの火源を用いて、公園内に設置してある木造の橋に放火したものです。

公園の利用客は、橋付近で外国人3名が手持ち花火をしているのを目撃し、その後橋の上で焚き火をしているように見えたため近づいたところ、炎が上がっているのを発見しています。公園の利用客は、火災を発見後すぐに自身の携帯電話で110番通報をし、駆け付けた警察官が池の水やパトカーに積載していた粉末消火器で初期消火をしています。

教訓等

この火災は、深夜の公園で木造の橋が何者かによって放火されたものです。

放火火災は、夜間の人通りの少ない時間帯に発生しやすい傾向にあります。特に人目につきにくい場所は注意が必要です。

放火火災を予防するためにも、防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラが設置されていることを周知したり、地域のコミュニケーションを深め、防火防災意識の向上を働きかけることが大切です。



写真 1-1 延焼中の木造の橋

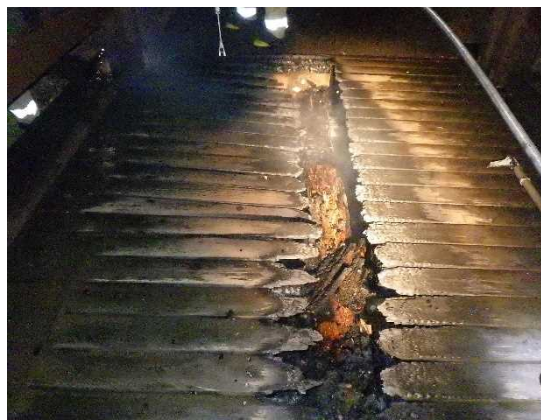


写真 1-2 焼損した木造の橋の状況

2 たばこ

【関連章第3章2】

事例1 「たばこの吸い殻を灰皿に捨てた後に出火した火災」

出火時分 5月 10時ごろ

用途等 複合用途（事務所・共同住宅）耐火造 3/0 延 200 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物ぼや1棟 湯沸かし器1台、調理台、ガステーブル、ごみ若干等

概要

この火災は、複合用途建物の2階共同住宅部分の居室から出火したものです。

出火原因は、居住者が完全に火が消えていない状態のたばこの吸い殻を、たばこの吸い殻が堆積している灰皿に捨て外出したため、時間の経過とともに他のたばこの吸い殻に着火し出火したものです。

出火建物付近の通行人は、建物2階から煙が出ているのを発見したため、火災だと思い自身の携帯電話で119番通報をしています。

居室は無人であり、施錠されていたことから初期消火はできませんでした。

教訓等

この火災は、たばこの吸い殻が堆積した灰皿に火種の残ったたばこの吸い殻を捨てたことにより出火しています。

たばこの火種は可燃物に接触してもすぐには有炎とはならず、長時間炎が立ち上がらない燃焼を継続する 경우가多く、時間の経過とともに可燃物に燃え広がり、条件によっては有炎現象になる危険性があります。

喫煙するときは、灰皿の近くや決められた場所で喫煙し、周囲の整理整頓をするとともに、たばこの吸い殻は水などで確実に消火したものを溜め過ぎず小まめに捨てましょう。

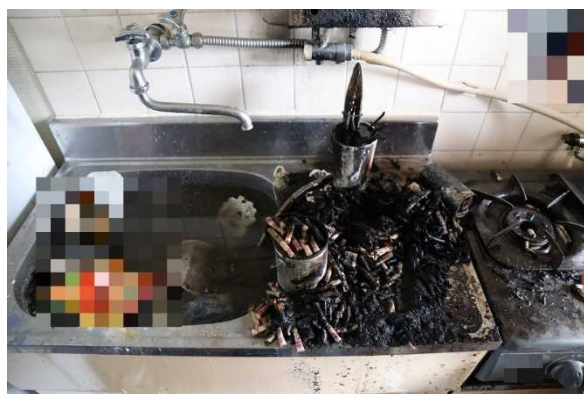


写真 2-1 調理台の状況



写真 2-2 湯沸かし器の焼損した状況

事例2 「たばこの吸い殻をそのままベランダに捨て出火した火災」

出火時分 9月 21時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 2/0 延 500 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物ぼや1棟 ごみ若干焼損
概要

この火災は、共同住宅の1階ベランダから出火したものです。

出火原因は、居住者が完全に火が消えていない状態のたばこの吸い殻を、ベランダに堆積しているたばこの吸い殻に捨てたため、時間の経過とともにたばこの吸い殻に着火し出火したものです。

出火した居室の上階の居住者は、居室の窓から白い煙が上がってきているのを発見したことから、外に出て建物の周囲を確認したところ、1階のベランダから白い煙が上がっていたため、自身の携帯電話で119番通報しています。

出火した居室の居住者は、居室内にいたところ、周囲が騒がしかったのでベランダを見ると、ベランダから煙が上がっていたため、台所で水を汲んで煙に向かって掛けて初期消火しています。

教訓等

この火災は、居住者が火種の残ったたばこの吸い殻をベランダに堆積した吸い殻上に投げ捨てたため出火しています。

たばこの吸い殻は、本人が火を消したと思っても、実際には火が消えていないことが数多くあります。たばこの火種は可燃物に接触してもすぐには有炎とはならず、長時間炎が立ち上がらない燃焼を継続します。その際に発生する一酸化炭素を含んだ煙を吸い込むことにより意識がなくなり避難や初期消火ができなくなる恐れもあります。

たばこの吸い殻を捨てる際は、灰皿等に溜めることなく、水につけるなど完全に火が消えたことを確認してから捨てるようにしましょう。



写真 2-3 出火したベランダの状況



写真 2-4 焼損したたばこの吸い殻

3 火遊び

【関連章第3章3】

事例 「小学生がマッチで火遊びをして出火した火災」

出火時分 8月 14時ごろ
出火場所 河川敷
被害状況 枯草 1,500 m²等焼損
概 要

この火災は、河川敷で出火したものです。

出火原因は、河川敷で遊んでいた小学生2人が、マッチを擦って河川敷の枯草に投げ捨てたところ、枯草に燃え移り出火したものです。

付近を通りかかった通行人は、河川敷の枯草が燃えているのを確認すると同時に小学生から助けを求められたため、自身の携帯電話で110番通報をしています。

教 訓 等

この火災は、小学生2人が河川敷内で、マッチを使って火遊びをしたため火災になったものです。子供の火遊びによる火災を防ぐためにも、自宅にあるマッチやライターは、子供の手の届かないところに保管するとともに、日頃から火災の恐ろしさや、火の取扱いについて教育することが大切です。



写真 3-1 枯草の焼損状況



写真 3-2 使用したマッチの状況

4 ライター

【関連章第3章4】

事例1 「ライターでタオルのほつれた糸を焼き切ろうとして出火した火災」

出火時分 2月 10時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 60 m²

被害状況 建物部分焼 1 棟 2 m²等焼損 傷者 1 人

概要

この火災は、住宅の1階脱衣所から出火したものです。

出火原因は、居住者が脱衣所内でハンドタオルからほつれていた糸を焼き切るために、ライターで火を点けたため出火したものです。

居住者が食事の準備をしていると、煙と焦臭い臭気があったので脱衣所に行くとハンドタオルから煙と炎が出ているのを発見しています。建物付近の通行人は建物から白煙が見えたため、自身の携帯電話で119番通報をしています。

また、火災を発見した居住者は台所にあるステンレスボウルに水道水を入れ初期消火を実施しましたが消火できませんでした。

なお、居住者は初期消火の際に喉に火傷を負っています。

教訓等

この火災は、ライターを本来の使い方以外の不適切な方法で使用したことにより発生しています。ほつれた糸を焼き切る行為は、切断部分が燃え続けることで、意図せずに延焼拡大する危険があります。

ライターなどの裸火を使用する際は、火災につながる危険性があることを十分認識した上で使用し、本来の使い方以外の方法で使用しないなど、取り扱いに注意しましょう。

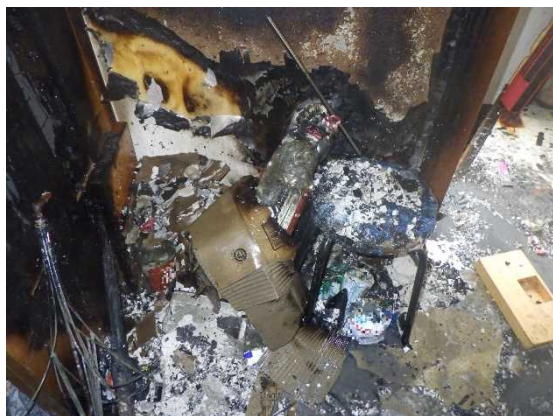


写真 4-1 脱衣所収容物の焼損



写真 4-2 脱衣所の焼損（収容物除去後）

事例2 「ライターのスイッチが誤って入り出火した火災」

出火時分 6月 10時ごろ
用途等 給油取扱所
被害状況 軽自動車1台焼損
概要

この火災は、給油取扱所内で点検中の車両の運転席シート下から出火したものです。

出火原因は、運転席シート下に落ちていたライターのスイッチが運転席シートの移動によって意図せず押下されたため、ライターの火が運転席シートに着火し出火したものです。

給油取扱所の従業員は接客中に点検スペースで停車中の車両の窓から煙が出ているのを発見しています。給油取扱所の従業員はすぐに店長に火災を知らせ、店長から指示を受け、自身の携帯電話で119番通報をしています。火災を知らされた店長は、敷地内に設置してあった粉末消火器を使用し初期消火をしています。

教訓等

この火災は、ライターに気付かず運転席シートを移動させた際にライターのスイッチが意図せず入ってしまったため出火したものです。

座席周辺や足元などはこまめに整理、清掃を実施し、シートレールやサイドブレーキ等の可動部付近は特に注意して確認するようにしましょう。



写真 4-3 焼損した車両前部座席の状況



写真 4-4 前部座席の座面の状況

5 ロウソク

【関連章第3章5】

事例 「アロマキャンドルの炎を消し忘れたために出火した火災」

出火時分 5月 12時ごろ

用途等 共同住宅 準耐火造 2/0 延 150 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物ぼや1棟 内壁若干、アロマキャンドル等焼損

概要

この火災は、共同住宅の2階浴室から出火したものです。

出火原因は、火がついたアロマキャンドルを浴室内の棚に置いたままにしたことから、ロウの芯が傾いたことにより、同じ棚に置かれていたバススポンジに着火し出火したものです。

居住者は、居室内にいと焦げ臭いにおいがしたため、各部屋を確認したところ異常がなく、そのまま居室内にいと再び焦げ臭いにおいがしたため、玄関から外に出ると、換気扇から煙が出ているのを発見しました。煙を発見してすぐに避難し、自身の携帯電話で119番通報しています。初期消火はされませんでした。

教訓等

この火災は、アロマキャンドルの火を消すことを失念したことや、周囲に可燃物が置いてあったことで火災になったものです。

裸火を使用する際は周囲の状況をよく確認し、その場から離れず、離れる場合は火を消しましょう。また、ロウソクやアロマキャンドルなど、火の近くに可燃物があると着火する危険性があるため、火の近くに可燃物を置かないよう心掛けましょう。

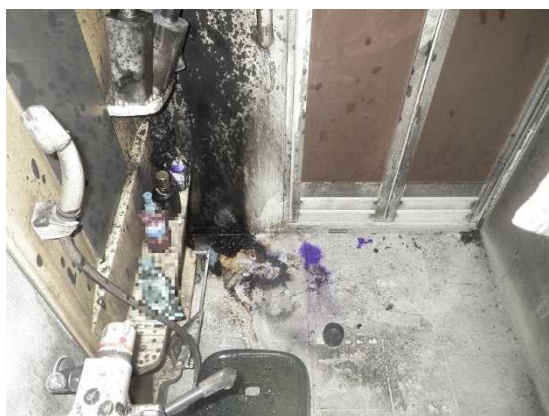


写真 5-1 浴室の焼損状況



写真 5-2 アロマキャンドルの状況

6 電気設備機器

【関連章第3章6】

事例1 「電子レンジ使用中に、食材が過熱され出火した火災」

出火時分 4月 11時ごろ

用途等 共同住宅 耐火造 5/0 延 2,270 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 食材若干、プラスチックケース1個焼損

概要

この火災は、共同住宅の4階台所から出火したものです。

出火原因は、居住者がパスタを電子レンジ専用の容器に入れ、電子レンジで茹でていたところ、容器に入れた水が少なかったため、時間の経過とともに水が蒸発し、水がない状態でパスタが過熱されたことで出火したものです。

居住者は、台所の電子レンジでパスタを加熱し始めた後、居室で過ごしていました。しばらくすると、焦げ臭いにおいがするとともに、住宅用火災警報器が鳴動したため電子レンジを確認すると、電子レンジから白煙が出ているのを発見しました。発見した後すぐに避難し、自身の携帯電話で119番通報しています。初期消火は実施されませんでした。

教訓等

この火災は、加熱容器に入れた水が少なかったために出火しています。電子レンジは、食品の温めや調理に大変重宝しますが、今回の火災のように、加熱容器の調理方法をよく確認せずに電子レンジで加熱すると思わぬ火災に発展する危険があります。さらに、電子レンジには入れてはいけないもの（包装にアルミが使用されているもの）があり、それを入れて加熱すると火災に至る恐れもあります。火災を防ぐためにも、加熱容器の取扱説明書をよく確認して正しく使用しましょう。



写真 6-1 電子レンジ庫内の状況



写真 6-2 加熱容器の状況

事例2 「電気ストーブに掛け布団が接触し出火した火災」

出火時分 4月 4時ごろ

用途等 共同住宅 防火造 2/0 延 268 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物ぼや1棟 電気ストーブ1台、寝具若干等焼損

概要

この火災は、共同住宅の1階居室から出火したものです。

出火原因は、居住者が居室で就寝中に、寝返りをしたことにより掛け布団が使用中の電気ストーブに触れ出火したものです。

居住者は、就寝中に熱気を感じたため目を覚ますと、掛け布団に電気ストーブが倒れており、布団から炎が上がっているのを発見しました。

火災を発見した居住者は、共用廊下に設置されている粉末消火器を使用して初期消火を実施し消火に至りました。

同建物の居住者は、ガス漏れ警報器の鳴動音がしたため建物外に出ると、火元の居住者が火傷を負っている状態で玄関から出てきたため、すぐに自身の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、電気ストーブを使用中に就寝したこと、電気ストーブの周囲に可燃物である掛け布団があったことにより出火したものです。就寝をする際は、電気ストーブの電源を切りましょう。

また、就寝していない場合においても、電気ストーブの周囲には可燃物を置かないように注意するとともに、日ごろから電気ストーブ周囲の清掃を行い、意図せず電気ストーブに可燃物が触れてしまう状況を防ぎ、火災予防に努めましょう。



写真 6-3 居室の状況



写真 6-4 電気ストーブの状況

事例3 「非純正品の充電器で充電中のバッテリーから出火した火災」

出火時分 5月 5時ごろ
用途等 事務所 耐火造 5/1 延 480 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物ぼや1棟 カメラ用バッテリー1個、充電器1台、ごみ箱1箱焼損
概要

この火災は、事務所1階の倉庫から出火したものです。

出火原因は、純正品ではない他の製品用の充電器を使用し、カメラのバッテリーを充電したことにより、カメラのバッテリーセルが内部短絡し出火したものです。

従業員は、出勤して施錠中の倉庫を開けると、倉庫の床上に焼損したバッテリーを発見しました。

火災を発見した従業員は、同僚の従業員に火災の旨を報告しました。同僚の従業員は、翌日会社に報告し119番通報するか検討した結果、自身の携帯電話で119番通報をしました。

火災発見時、既に鎮火していたため、初期消火は実施していません。

教訓等

この火災は、非純正品の充電器を接続したカメラのバッテリーセルから出火しています。充電器の接続部分が同じ形状でも、充電器に表示されている出力が製品の許容電流と異なるものがありますので注意が必要です。

火災を防ぐためにも、製品の取扱説明書を確認し、適正な充電器を使用するとともに、無人の状態での充電を行わないようにしましょう。



写真 6-5 出火時の防犯カメラの映像

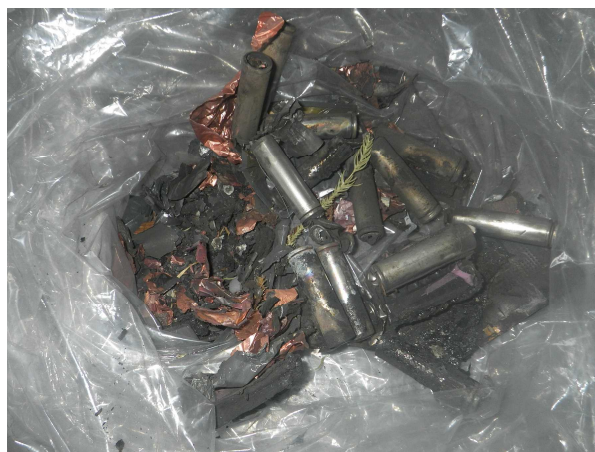


写真 6-6 バッテリーセルの焼損状況

事例4 「モバイルバッテリーから出火した火災」

出火時分 5月 17時ごろ

用途等 複合用途（飲食店・物品販売店舗） 耐火造 8/3 延 48,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 モバイルバッテリー1台、床若干焼損

概要

この火災は、複合用途建物の6階店舗から出火したものです。

出火原因は、6階店舗出入口のカウンター上で、何者かが所持していたモバイルバッテリー内部のリチウムイオン電池が、何らかの要因により絶縁劣化したため内部短絡し出火したものです。

店舗従業員は、利用客に「火が出ている。」と呼ばれて、6階出入口まで駆け付けたところ、床上で10cm程度の炎が立ち上がっているのを発見しました。発見した店舗従業員は、炎が立ち上がっているモバイルバッテリーを足で踏みつけて初期消火を実施し消火に至りました。通報は、発見した店舗従業員から建物管理の責任者に報告し、建物管理の責任者の携帯電話から管轄消防署へ通報しています。

教訓等

モバイルバッテリー内のセルが短絡を起こす要因には、経年劣化や外部衝撃等が考えられることから、乱暴に扱わないようにしましょう。

モバイルバッテリーを充電する際には、購入時に付属されている純正の充電器やメーカーが指定する充電器を使用しましょう。接続部の形が適合するという理由でモバイルバッテリーの入力充電電圧を確認せずに使用を続けると故障や火災の原因となります。

モバイルバッテリーが膨張したり使用中に異音がしたら、すぐに使用をやめてメーカーや販売店に相談してください。



写真 6-7 出火時の防犯カメラの映像



写真 6-8 焼損したバッテリーの状況

7 ガス設備機器

【関連章第3章7】

事例1 「業務用ガスコンロを使用中、伝導過熱により出火した火災」

出火時分 6月 18時ごろ

用途等 飲食店 耐火造 2/0 延 55 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物部分焼 1 棟 内壁、天井裏及び小屋裏 55 m²焼損

概要

この火災は、飲食店1階の厨房から出火したものです。

出火原因は、業務用ガスコンロと内壁の離隔距離が不足した状態で業務用ガスコンロを使用し続けたため、内壁のタイルの熱が壁体内の木材に伝導し、木材の発火温度に達したため出火しています。

飲食店の店長は、1階店内で仕事中に突然「バチッ」という大きな音が鳴った後、停電し、1階の天井から煙が出てきたのを発見しました。発見後、来店していた利用客30名を避難誘導するとともに、他の従業員に119番通報を依頼した後、粉末消火器を天井に向けて噴射しましたが消火には至りませんでした。

店長から119番通報の依頼を受けた従業員は、すぐに自身の携帯電話で119番通報しています。

教訓等

この火災は、業務用ガスコンロの炎で壁体に施工されていた不燃材としてのタイルが熱せられ、壁体内部の木材に伝導過熱したため出火しています。伝導過熱とは、業務用ガスコンロ等の火源が、不燃材の壁体等に接し、その熱により内部の可燃物に着火することをいいます。

ステンレス板やタイル等の不燃材が取り付けられているところでは、外観上は安全に見えても熱が壁体内の木材に伝わり、木材自体が発火温度に達し、出火してしまいます。

壁の構造が壁体内の木材に熱が伝わらない構造になっているか、熱源との距離は近くないか、局所的な変色はないか等を日常的に点検し、異常がある場合はすぐに使用をやめましょう。

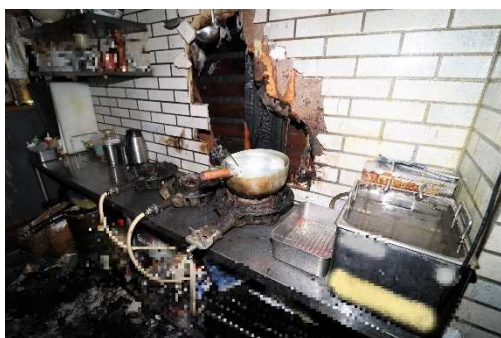


写真 7-1 業務用ガスコンロの状況



写真 7-2 内壁の焼損状況

事例2 「グリルの排気口上に置かれていた可燃物が過熱され出火した火災」

出火時分 8月 22時ごろ
用途等 共同住宅 防火造 2/0 延 160 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物部分焼 1棟 床面積 1 m²焼損
概要

この火災は、共同住宅1階の台所から出火したものです。

出火原因は、ガステーブルのグリルの排気口上に可燃物を置いたままの状態グリルを使用したため、排気口上の可燃物が過熱され、出火したものです。

出火建物の居住者は、外出するため玄関に出ると、隣の部屋の窓から炎を発見しています。

火災を発見した居住者は、火災だと思いすぐに隣の部屋の玄関ドアを叩き火災を知らせました。ドアを叩く音で気付いた居住者は、玄関に向かう途中で、台所のガステーブル付近から炎が立ち上がっているのを発見したため、すぐに水道の水を汲みかけ初期消火を実施しています。

出火建物の別の居住者は、外が騒がしかったので、確認すると臭気を感じたため、火災だと思い、自身の携帯電話で119番通報をしています。

教訓等

この火災は、ガステーブルのグリルの排気口上に可燃物を置いたままの状態グリルを使用したため、排気口上の可燃物が過熱され出火しています。

グリルを使用した際の排気口の温度は、使用状況にもよりますが、10分程度で400℃を超える温度になります。ガステーブル等のガス設備機器を使用する際に排気口近くに可燃物を置くと、可燃物が過熱され出火することがありますので、ガステーブル等のガス設備機器を使用する際には、排気口近くには可燃物を近づけないようにして使用しましょう。



写真 7-3 台所の焼損状況



写真 7-4 ガステーブルの焼損状況



写真 7-5 グリルの焼損状況

事例3 「グリルの点火スイッチを誤って入れたことに気づかなかったため出火した火災」

出火時分 12月 6時ごろ

用途等 複合用途（診療所・共同住宅） 耐火造 4/0 延 1,200 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 ガステーブル1台等焼損

概要

この火災は、複合用途建物3階の共同住宅の台所から出火したものです。

出火原因は、ガステーブルでやかんの湯を沸かすためにこんろの点火スイッチを入れようとしたところ、誤ってグリルの点火スイッチを入れ、放置したことで、グリル内の油かすが過熱され出火したものです。

居住者は湯が沸くのをリビングで待っていると焦げ臭いにおいを感じたため台所に戻ると、ガステーブルのグリル排気口から火がでているのを発見した。

火災を発見した居住者は、グリルの点火スイッチを切り、グリル皿を取り出してシンク内に置き、調理台にあったコップで水を3杯かけて初期消火をしています。

通報は、居住者の息子が居住者から頼まれて自身の携帯電話で119番通報をしています。

教訓等

この火災は、居住者が誤ってグリルのスイッチを入れたこと、グリル内に油かすが堆積していたこと、ガステーブルを使用中に放置したことに起因して出火しています。

ガステーブルの火災を起こさないためには、使用中は目を離さない、離れるときは使用しない等、注意しましょう。



写真 7-6 台所の焼損状況



写真 7-7 ガステーブルの焼損状況



写真 7-8 グリル内の焼損状況

8 石油設備機器

【関連章第3章8】

事例1 「石油ストーブ上に置かれた樹脂製品が出火した火災」

出火時分 1月 6時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 80 m²

被害状況 建物ぼや1棟、石油ストーブ1台、樹脂製ブラシ1個、床若干焼損

概要

この火災は、住宅の1階洗面所から出火したものです。

出火原因は、居住者が石油ストーブの上に置かれた樹脂製ブラシに気づかず、石油ストーブを使用したため、樹脂製ブラシが過熱され出火したものです。

居住者は、洗面所と浴室を暖めるために石油ストーブのスイッチを入れ洗面所の扉を閉めました。数分後、洗面所と浴室が暖まったかどうか確認のため、洗面所の扉を開けたところ、白煙が充満しており、ストーブの天板上から40 cm程度の炎が立ち上がっているのを発見したため、風呂の水を桶で3杯かけて初期消火を実施し消火しました。その後、自身の携帯電話から119番通報しています。

教訓等

この火災は、石油ストーブの上に置かれた樹脂製ブラシに気づかずに石油ストーブを使用したため火災となったものです。石油ストーブを使用する際は、周囲や天板上に可燃物が置かれていないことを確認してから使用しましょう。

また、石油ストーブなどの石油設備機器は、定期的な整備や清掃も必要になります。整備や清掃するときは、取扱説明書に記載されていることをよく確認してから実施しましょう。



写真 8-1 石油ストーブの焼損状況



写真 8-2 樹脂製ブラシの焼損状況

事例 2 「石油ストーブに給油中に、こぼした灯油に着火して出火した火災」

出火時分	11 月 11 時ごろ
用 途 等	複合用途（長屋・共同住宅） 防火造 2/0 延 140 m ²
防火管理	非該当
被害状況	建物半焼 1 棟、建物ぼや 1 棟 計 2 棟 30 m ² 等焼損
概 要	

この火災は、複合用途建物の 1 階長屋の居室から出火したものです。

出火原因は、石油ストーブを給油中に、灯油をこぼしたため出火したものです。

居住者は、石油ストーブ使用中にカートリッジタンクを抜き取り、キャップを外して給油して石油ストーブに戻そうとしたところ、灯油を石油ストーブにこぼしてしまい、石油ストーブから炎が上がっているのを発見しています。火災を発見後、石油ストーブから炎が上がったため、近くにあった掛布団で覆って初期消火を実施しましたが消火には至りませんでした。その後、自宅が火事だと叫んで外に飛び出し、近隣居住者に火災があったことを伝えました。

通報は、火災を発見した居住者から火災と聞いた近隣者が自身の携帯電話で 119 番通報を実施しています。

教 訓 等

この火災は、石油ストーブの給油中に灯油をこぼしたことが原因で火災となったものです。給油時は必ず石油ストーブが消えたことを確認して、火の気のないところで給油しましょう。

また、カートリッジタンクの蓋はきちんと閉めない、取り付けるときなどに灯油がこぼれる危険があります。取扱説明書をよく読み、正しい給油方法で使用しましょう。

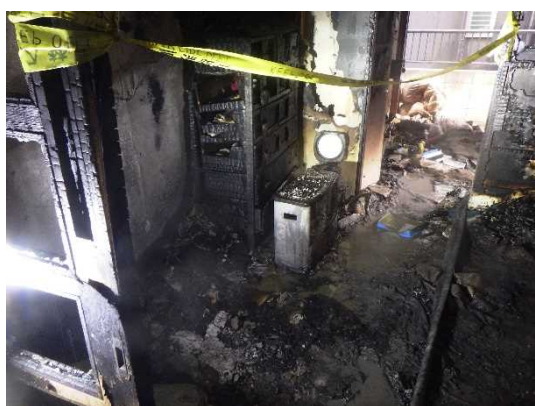


写真 8-3 焼損した石油ストーブ周囲の状況



写真 8-4 カートリッジタンクの状況

9 天ぷら油火災

【関連章第4章1】

事例1 「回転かまどの火を消さずに離れたため出火した火災」

出火時分 1月 13時ごろ

用途等 複合用途（食品加工所・共同住宅） 耐火造 4/1 延 320 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物半焼1棟、建物ぼや2棟 計3棟 80 m²等焼損

概要

この火災は、複合用途建物の1階食品加工所から出火したものです。

出火原因は、作業員が回転かまどに食用油を入れて温めている最中にその場から離れたため、食用油が過熱され出火したものです。

従業員は、食品加工所から音がしたため確認すると、かまどから炎が上がっているのを発見しました。火災を発見後、屋外に避難し自身の携帯電話で119番通報しています。

作業員は、回転かまどのバーナーのつまみを閉鎖させ、共同住宅部分に設置された消火器を食品加工所に運び初期消火を実施しましたが消火できませんでした。

教訓等

この火災は、回転かまどに食用油を入れて温めている最中にその場を離れたことにより、出火しています。

天ぷら油は380℃前後で発火する可能性があるため、調理中にその場を離れる場合は、必ず火を消しましょう。

また、こんろの周囲には燃えやすいものを置かず、整理整頓を心掛けましょう。



写真 9-1 食品加工所回転釜の焼損状況



写真 9-2 食品加工所の焼損状況

事例 2 「調理中の鍋から出火した火災」

出火時分	3月 16時ごろ
用途等	複合用途（長屋・共同住宅） 防火造 2/0 延 250 m ²
防火管理	非該当
被害状況	建物部分焼 1 棟 3 m ² 等焼損
概要	

この火災は、複合用途建物の 2 階共同住宅の台所から出火したものです。

出火原因は、IH調理器を使用して調理油を加熱していた際、その場を離れたため調理油が過熱されたことにより出火したものです。

居住者は、調理をするために油が入った両手鍋を IH調理器で加熱しながら、隣室で休憩中に台所を見ると鍋から炎が上がっているのを発見しました。火災を発見後、隣人に助けを求め、駆け付けた隣人が粉末消火器を搬送し初期消火を実施し消火しています。通報は、初期消火後に居住者が自身の携帯電話で 119 通報しています。

教訓等

この火災は、IH調理器を使用した際に調理油を過熱したことに起因して出火しています。

IH調理器はスイッチを入れるとすぐに鍋底の温度は 200℃から 300℃になるので、少ない油で揚げ物を調理しようとする急激に油の温度が上がるので正常に安全装置が作動せず火災になることもあります。調理に必要な油の量は取扱説明書に記載されているのでよく確認しましょう。

揚げ物をするときは、「目を離さない」、「加熱しすぎない」ことに注意し、安全に調理することを心掛けましょう。



写真 9-3 台所の焼損状況



写真 9-4 鍋の焼損状況

10 危険物類

【関連章第4章2】

事例1 「発動発電機の給油中にガソリンに引火し出火した火災」

出火時分 4月 11時ごろ
 用途等 普通貨物車
 被害状況 車両収容物等焼損
 概要

この火災は、キッチンカーの車内から出火したものです。

出火原因は、石油燃焼器具用注油ポンプを使用して車内のガソリン携行缶から車外の発動発電機への給油中に、強風によりガソリン携行缶からホースが外れ、飛散したガソリンの可燃性蒸気が車内に充満したため使用中のカセットこんろの炎から引火し出火したものです。

給油を行っていたキッチンカーの従業員は、炭起こしを行っているカセットこんろの炎がガソリンに引火したのを発見後、すぐにキッチンカー内に設置している粉末消火器1本で初期消火を実施し消火しました。

キッチンカーが停車していた建物敷地内の統括防火管理者は、建物関係者から火災発生のお知らせを受け、現場に向かったところ、火災は消火されていましたが、自身の携帯電話で近隣の消防署に通報を行いました。

教訓等

ガソリンは、第四類第一石油類に分類される危険物で、引火点は -40°C 以下のため揮発しやすく、発生する可燃性蒸気は空気よりも比重が重いため、低所に滞留する性質があります。ガソリンの可燃性蒸気は静電気やこんろ等の有炎火源で引火するため、保管や取扱いには十分注意することが必要です。

また、本事例ではカセットこんろで炭起こしを行っていますが、炭火の放射熱によってカセットこんろのボンベが高温になり破裂し、爆発する可能性があるため、カセットこんろでの炭起こしは絶対に行わないで下さい。



写真 10-1 給油時の状況



写真 10-2 車内の焼損状況



写真 10-3 焼損した注油ポンプ

事例2 「実験の後片付けで廃棄した金属カリウムから出火した火災」

出火時分 12月 8時ごろ
用途等 大学
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 ごみ若干
概要

この火災は、大学の研究室から出火した火災です。

出火原因は、実験の片付けをしていた学生が、実験機材に付着した金属カリウムに気付かず実験機材を紙ワイパーで拭き取り、ごみ箱に捨てたため、金属カリウムが空気中の水分と反応し自然発火したものです。

実験の片付けをしていた学生は、紙ワイパーで実験機材を拭き取り、使用した紙ワイパーをごみ箱に捨てたところ、約10秒後にごみ箱から炎が出たことに気付きました。火災を発見した学生は、すぐに近くにいた学生に火災を知らせ、初期消火を依頼するとともに、自身の携帯電話で警備室に連絡しています。火災を知らされた学生がごみ箱を見ると、炎は目線程まで立ち上がっていたため、すぐに研究室に設置されていた強化液消火器2本を使用し初期消火を実施しています。その後現場に駆け付けた警備員が火災の事実を確認し119番通報をしています。

教訓等

カリウムは、第3類危険物（自然発火性物質及び禁水性物質）に分類される危険物であり、空气中に放置すると自然発火します。

危険物は、貯蔵や取扱いを誤ると発火や引火などの危険性があります。保存容器に記載されている取扱い方法や注意事項をよく確認し、正しく取り扱しましょう。

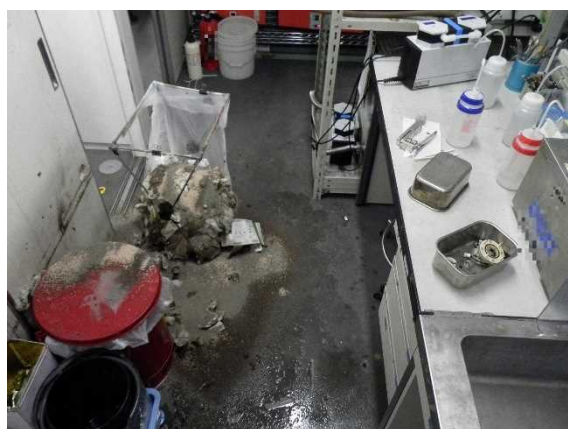


写真 10-4 全体の焼損状況



写真 10-5 焼損したごみ

11 エアゾール缶等

【関連章第4章3】

事例1 「カセットこんろ使用中に殺虫剤を使用したことにより出火した火災」

出火時分 2月 19時ごろ
用途等 共同住宅 防火造 2/0 延 160 m²
防火管理 非該当
被害状況 座椅子1脚、衣類若干焼損
概要

この火災は、共同住宅の1階居室から出火したものです。

出火原因は、居住者がカセットこんろを使用中に、室内に虫を発見したため殺虫剤を使用したところ、カセットこんろの炎が殺虫剤の可燃性ガスに引火し、出火したものです。

居住者は、殺虫剤を噴出させた後、カセットこんろから炎が上がり、付近に置かれていた衣類に着火したのを発見しました。

自室にいた居住者は、物音と焦げ臭さを感じたため火災が発生したと思い、近隣に居住している大家に報告した後、大家から119番通報の依頼を受けたため、自身の携帯電話で119番通報しました。

火災を発見した居住者は、フライパンに水を汲み数杯掛けましたが、消火できなかったため、到着した大家が粉末消火器1本を使用して、消火しています。

教訓等

この火災は、カセットこんろを使用中に、噴射剤に可燃性ガスが含まれている殺虫剤を使用したため出火しています。殺虫剤に限らず、スプレー缶を使用する際には、付近で使用中のこんろやストーブ等の火気使用器具がないか確認をしてから使用しましょう。

取り扱いの際には、十分に換気を行い、容器に表示されている「使用上の注意」を必ず読み正しく使用しましょう。

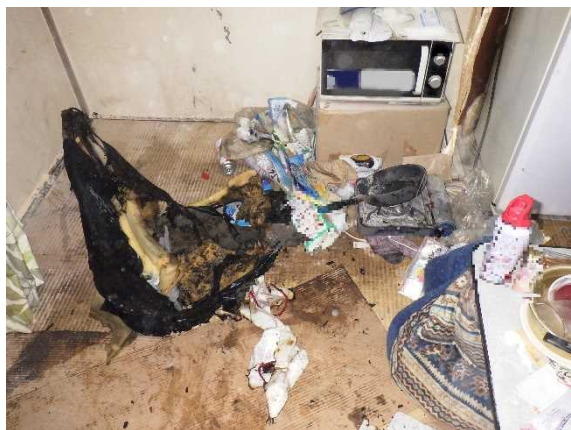


写真 11-1 居室内の延焼状況



写真 11-2 衣類の焼損状況

事例 2 「スプレー缶のガス抜き後、ガステーブルの炎で引火した火災」

出火時分 4月 19時ごろ
用 途 等 共同住宅 耐火造 14/0 延 2,000 m²
防火管理 該当選任なし 消防計画なし
被害状況 建物ぼや1棟 キッチンペーパー1巻 ごみくず若干焼損 傷者1人
概 要

この火災は、共同住宅の11階台所から出火したものです。

出火原因は、居住者が台所のシンク内でヘアースプレー缶を廃棄するため缶に穴を開けガス抜きを行った後に、調理のためガステーブルを点火させたところ、ガステーブルの炎が台所のシンク内に残留していた可燃性ガスに引火し、出火したものです。

居住者は、台所のシンク内にてヘアースプレー缶に穴を開けガス抜きを行った後、約3分後にガステーブルを点火させたところ、シンクから炎が立ち上がったのを発見しました。

同建物の上階の居住者は、居室にいたところ、自動火災報知設備の鳴動音がしたため、すぐに自身の携帯電話から119番通報しました。

なお、この火災で初期消火は行われていません。

教 訓 等

この火災は、スプレー缶のガス抜きを屋内で実施したこと、また、ガステーブルの付近で行っていたため発生したものです。スプレー缶には薬剤を噴射するために、可燃性ガスを高圧で封入しています。付近に火源があった際、引火する危険性があります。ガス抜きは換気が十分な屋外で行うとともに、取り扱いの際には、十分に換気を行い、容器に表示されている「使用上の注意」を必ず読み正しく使用しましょう。



写真 11-3 台所の状況



写真 11-4 スプレー缶の状況（赤丸：穴開け箇所）

事例3 「破裂したカセットボンベから漏洩したガスが業務用ガスこんろの炎で引火した火災」

出火時分 8月 15時ごろ

用途等 複合用途（飲食店・事務所・住宅） 耐火造 5/0 延 800 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 ガストーチバーナ1台 椅子、網戸等焼損

概要

この火災は、複合用途建物の1階飲食店の厨房から出火したものです。

出火原因は、ラーメン屋の厨房内において、加熱中の寸胴鍋の近くに置いていたカセットボンベが輻射熱で破裂し、カセットボンベから漏洩した可燃性ガスが業務用ガスこんろの火で引火し、爆発したものです。

従業員は、厨房で作業中にカセットボンベが破裂し、寸胴鍋の加熱で使用していた業務用ガスこんろの火で引火し炎が一気に燃え上がるのを発見しました。

飲食店の利用客は、燃え上がった炎でカウンターの椅子に燃え移った炎を足で踏みつけ消火しています。

上階の事務所で勤務する従業員は、建物のベルが鳴りやまないので、自身の携帯電話で管轄の消防署に通報しました。

教訓等

この火災は、火器使用設備等や加熱された鍋の近くにカセットボンベを置いたことによりカセットボンベが熱せられ膨張し容器が破裂したため出火しています。

カセットボンベは、ボンベの中に可燃性ガスが充填されており、炎や熱の影響を受けやすい環境に置くと内圧が高まってボンベが破裂し、さらに可燃性ガスに引火して大きな損害を受ける恐れがあります。

取り扱いの際には、十分に換気を行い、容器に表示されている「使用上の注意」を必ず読み正しく使用しましょう。



写真 11-5 厨房の状況



写真 11-6 ガストーチバーナの焼損状況

12 爆発

【関連章第4章4】

事例 「スプレー缶が破裂したことで可燃性ガスが引火し爆発した火災」

出火時分 1月 10時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 150 m²

被害状況 建物ぼや 1棟 内壁若干 収容物若干

概要

この火災は、住宅の1階居室から出火したものです。

出火原因は、使用中の石油ファンヒータと石油ストーブの近くに置かれた殺虫剤が輻射熱で膨張、破裂し漏れた可燃性ガスが、石油ファンヒータの火で引火し出火したものです。

居住者は、テレビを見ていると、急に石油ファンヒータ付近で何かが爆発し、襖、衣類、自身の着衣が燃えるのを発見しました。

火災を発見した居住者は、急いで浴室へ向かい、浴槽に溜まっていた水を洗面器で汲んで着衣についた火を消したあと、居室に戻り燃えている衣類等に洗面器で汲んだ水を10回かけて消しました。その後、居住者から消防署へ自身の携帯電話から通報しました。

教訓等

この火災は、使用中の石油ファンヒータと石油ストーブの前にスプレー缶を置いていたことにより発生しています。

スプレー缶の噴射剤には、可燃性ガスが使用されているものがあります。スプレー缶が加熱されると、内部の可燃性ガスが膨張するため、内圧が高まった容器が破裂し周囲の火種により引火、爆発することがあります。

スプレー缶の保管は、夏場は直射日光のあたらない冷暗所に置き、冬場は暖房機器の周辺には絶対に置かないようにするとともに、スプレー缶の注意書き及び暖房機器の取扱説明書に記載されている禁止事項をよく確認し使用しましょう。



写真 12-1 ストーブ周囲の状況



写真 12-2 破裂したスプレー缶の状況

13 社告品

【関連章第4章5】

事例 「社告品の自走式電気掃除機から出火した火災」

出火時分 11月 18時ごろ

用途等 共同住宅 耐火造 5/0 延 1,700 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物ぼや1棟 床若干、自走式電気掃除機1台等焼損

概要

この火災は、共同住宅の5階居室から出火したものです。

出火原因は、リコール対象の自走式電気掃除機のバッテリー（以下「バッテリー」という。）が充電中にセル内部で短絡し出火したものです。

居住者は、居室にいたところ、室内で焦げくさい臭気を感じたため、確認すると充電中であった自走式電気掃除機のバッテリー付近から煙が上がっているのを発見しました。火災を発見した居住者はすぐに充電器のプラグをコンセントから外し、台所のボールに溜めた水をかけるとともに、家庭菜園用の土をかけて初期消火を実施しています。居住者は初期消火後、自身の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、リコール対象製品のバッテリーに起因して出火しています。出火した製品の型式は、T2261で、令和5年4月1日から同年8月21日に販売されたものです。リコール対象製品のバッテリーは不具合により出火する危険性があると令和5年8月22日にリコールが実施されており、対象製品については、バッテリーの無償交換が実施されています。

社告・リコール情報は新聞やホームページなどに掲載されています。使用している電気製品などが社告・リコール該当品の場合はすぐに使用を中止し、製造会社もしくは販売店に連絡し改修等を依頼してください。

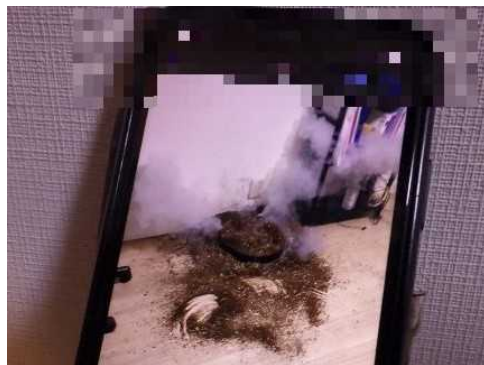


写真 13-1 出火時の状況



写真 13-2 焼損した掃除機の状況



消費者庁リコール
情報サイトは上記
の QR コードをご確
認ください。

14 火災による死傷者

【関連章第5章】

事例1 「カーボンヒータに可燃物が接触したため出火し、死者が発生した火災」

用途等 共同住宅 耐火造 5/0 延 550 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物部分焼 1 棟 2 階 40 等 死者 1 人 傷者 2 人
概要

この火災は共同住宅の2階居室から出火したものです。

出火原因は、居住者が居室内で使用していたカーボンヒータのガードに繊維製品が接触したため着火し、出火したものです。

3階居住者は自宅内で煙の臭いを感じたため、ベランダに出ると外から「火事だ」という声とともに2階ベランダ部分から煙が上がってくるのを発見したため、自身の携帯電話で119番通報しました。

避難時、他の住人2名が負傷し、火災の発生した居室にいた居住者は消防隊により救助されましたが、現場で死亡が確認されました。

教訓等

電気ストーブ等の暖房器具は可燃物が近くにあると、ヒータの熱で出火する危険性や、寝返りなどで可燃物がカーボンヒータに接触して出火する可能性が高く大変危険です。火災を防ぐためにも、カーボンヒータの周囲にある可燃物に注意し、機器の取扱説明書をよく確認して正しく使用しましょう。

また、住宅用火災警報器を設置し、電池の確認等の定期的な点検も行いましょう。



写真 14-1 居室内の状況



写真 14-2 カーボンヒータの焼損状況

事例2 「電気ストーブに可燃物が接触し出火して、死者が発生した火災」

用途等 住宅 防火造 3/0 延 110 m²

被害状況 建物全焼 1 棟 建物部分焼 2 棟 死者 1 人 傷者 1 人

概要

この火災は、住宅の居室内から出火したものです。

出火原因は、ベッド上の毛布が何らかの原因で電気ストーブに接触し、時間の経過とともに毛布、堆積していた周囲の本等の可燃物に着火し出火したものです。

居住者は、2階にいたところ臭気気づき1階に降りると電気ストーブ周辺からの火煙を発見しました。近隣住人は犬の散歩をしていると、建物から炎と煙が上がっているのを確認したため、自身の携帯電話から119番通報しました。居住者は台所に行って桶で水を汲んで数回炎に掛けましたが、消火することができませんでした。

消火する際に、居住者1名が受傷し、もう1名の居住者は、2階居室から消防隊により救助されましたが、現場で死亡が確認されました。

教訓等

この火災は住宅から出火した火災で、使用状態の電気ストーブ周辺に大量の可燃物や堆積物があつたため、何らかの理由により接触し、出火しています。電気ストーブは電源を入れたまま外出しない、就寝中は使用しないなど、取扱説明書の禁止事項を守りましょう。

また、可燃物が崩れたり落下して電気ストーブに接触しないように、常に整理整頓をすることが大切です。



写真 14-3 居室内の焼損状況



写真 14-4 居室内の焼損状況

事例3 「投込湯沸器から出火し、傷者が発生した火災」

用途等 住宅 防火造 2/0 延 60 m²

被害状況 建物ぼや1棟 内壁若干 洗濯機1台 投込湯沸器1台 傷者2人

概要

この火災は、住宅の1階脱衣所から出火したものです。

出火原因は、居住者が投込湯沸器をプラスチック容器に入れた状態で電源を入れたことにより、投込湯沸器とプラスチック容器が接触していた部分から出火したものです。

居住者は1階のリビングにいたところ、脱衣所側に光が見えたので確認に向かうと、洗濯機付近から炎が上がっているのを発見しました。

火災を発見した居住者は同居人に火災を知らせ、風呂の水をすくって初期消火を実施した後、自身の携帯電話から119番通報しました。

なお、この火災で居住者2名が受傷しています。

教訓等

この火災は、投込湯沸器をプラスチック容器に入れた状態で電源を入れたため、接触していたヒータ部から火災となったものです。投込湯沸器は正しく使用すれば大変便利な製品ですが、使用前・使用中・使用後の確認を怠ると火災になる危険性があります。

火災を防ぐために、通電前に水に浸かっているか確認し、通電時はなるべく目を離さないこと、使用後はスイッチを切り電源プラグを確実に抜きましょう。

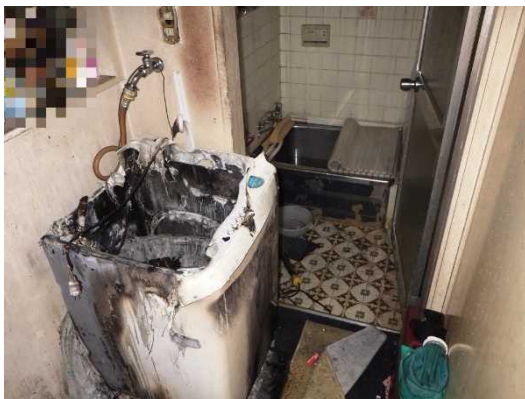


写真 14-5 脱衣所内の焼損状況



写真 14-6 投込湯沸器の焼損状況

15 高齢者

【関連章第6章1】

事例1 「電気ケトルをガステーブルのこんろの火にかけて出火した火災」

出火時分 7月 12時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 20/0 延 34,000 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 電気ケトル1台焼損
概要

この火災は、高齢者が住む共同住宅の台所から出火したものです。

出火原因は、居住者である高齢者がお湯を沸かそうと、水を入れた電気ケトルを誤ってガステーブルのこんろ上に置いて火を点けたため、電気ケトルに着火し出火したものです。

居住者は、火をつけた直後に電気ケトルから炎が上がったため、ガステーブルの火を止め、電気ケトルをシンクに入れて水をかけ消火しました。

初期消火後、消防署に自宅の固定電話から119番通報しました。

教訓等

この火災は、高齢者が電気ケトルを誤ってガステーブルの火にかけたため、火災になったものです。

高齢者が機器の操作を正常に動作するものと思い込んで使用したり、使用方法が正しいと思い込んで使用するなど、考え違いにより使用を誤って火災になる事例が毎年発生しています。

身近に高齢者がいる家庭では、日頃から高齢者の行動を把握し、高齢者の火の取扱いには十分注意を払いましょう。



写真 15-1 ガステーブルの状況



写真 15-2 焼損した電気ケトルの状況

事例2 「在宅酸素吸入器を使用中にたばこ喫煙して出火した火災」

出火時分 11月 10時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 23/2 延 26,000 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 鼻カニューレ1等焼損 傷者1名
概要

この火災は、高齢者が住む共同住宅の1階居室から出火したものです。

出火原因は、居住者がベッド上で在宅酸素吸入器を使用中、たばこの火種が高濃度酸素の影響により有炎になり、鼻カニューレに接炎し、出火したものです。

同居家族が書斎で仕事をしていたところ、隣の部屋から母親の「熱い」という叫び声が聞こえたため駆けつけると、衣類及び寝具から炎が立ち上がっていたため、洗面所の桶で水を汲み、初期消火しました。初期消火後、自身の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、居住者が在宅酸素吸入器を使用中、鼻カニューレのチューブから送気されていた可燃性ガスである高濃度酸素が助燃となり、喫煙中のたばこの火種が拡大し出火したものです。

酸素吸入器とは、体内に酸素を十分に取り込めない患者に対して呼吸を補助するための機器です。鼻カニューレというチューブを酸素吸入器に接続し、鼻に入れ酸素を吸入します。炎を出さずに燃えるたばこや線香も、在宅酸素吸入器の使用等で酸素濃度が高くなると炎を出して燃えます。火源が鼻カニューレのチューブ等に着火すると、チューブが溶解して着衣に燃え移る危険性が高まり、火災による死傷者が発生しやすくなります。

酸素吸入器を使用したままの喫煙は絶対にせず、火気を近づけたり、近くで火気を使用しないようにしましょう。



写真 15-3 焼損した鼻カニューレの状況

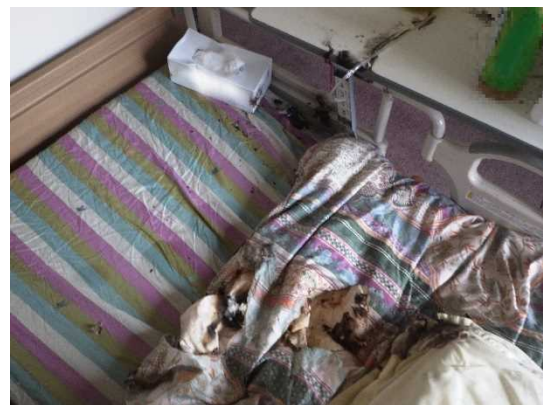


写真 15-4 ベッドの焼損状況

16 工事関係者等による火災

【関連章第6章2】

事例1 「新築工事現場で仮設ブレーカーから出火した火災」

出火時分 8月 10時ごろ

用途等 新築工事中建物

被害状況 ブレーカー1台、電気配線1本、空調服1着、手袋1焼損

概要

この火災は、新築工事現場で作業中に出火したものです。

出火原因は、作業員が仮設のブレーカーボックスを撤去作業中、敷地内の別の場所に設置されていた一次側の主幹ブレーカーを切断しない状態で、ブレーカーから取り外されていた一次側の3本の電気配線を引き抜くため手で掴んだ際に、通電中であった電気配線の先端金具同子が短絡し出火したものです。

現場責任者は、作業員2名がブレーカーの撤去作業中に感電して着衣が焼損したのを発見しています。

発見した現場責任者は、主幹ブレーカーを切断し初期消火しました。その後、自身の携帯電話から119番通報しました。

教訓等

この火災は、新築工事現場に、ブレーカーを遮断しない状態で撤去作業を行ったことから火災が発生しています。工事現場では、ブレーカーを遮断しない状態で電気関係の工事を行うことは危険で、作業員が大けがをする場合があります。作業工程でブレーカーを遮断しなければ危ない場合は遮断して作業をしましょう。

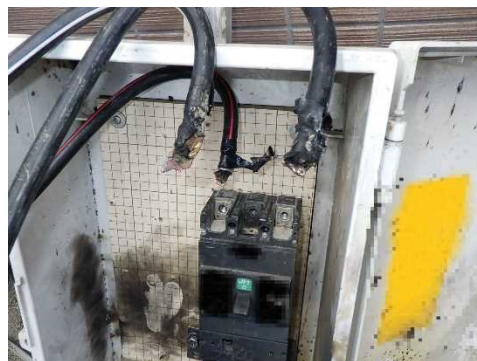


写真 16-1 仮設ブレーカーと電気配線の状況



写真 16-2 着衣に着火した状況



写真 16-3 電気配線の端子部分の状況

事例2 「新築工事現場の断熱材から出火した火災」

出火時分 5月 13時ごろ
用途等 新築工場中の建物
被害状況 断熱材若干
概要

この火災は、新築工事現場の地下で作業中に出火したものです。

出火原因は、地下で鉄筋同士を圧接するためアセチレンガス溶接器を使用中に、火花が飛び、近くにある断熱材に着火し出火したものです。

現場監督者は、工事現場の地下部分から騒ぐ声が聞こえたので、地上から確認すると炎が上がっているのを発見し、すぐに自身の携帯電話で119番通報しています。工事作業員は、火災になった時のため準備していたポリタンクの水で消火したが消しきれず、地上に設置していた粉末消火器1本を搬送し使用して消火しました。

教訓等

この火災は、アセチレンガス溶接器の火花が飛び近くにある可燃物に着火し出火しています。火花が発生する作業時は、火災予防のため、周囲の可燃物を除去し、可燃物の除去が困難な場合は防火シート等で周囲を養生し、万が一火災が起こった場合に備えて消火器等準備しましょう。



写真 16-4 焼損した断熱材の状況



写真 16-5 作業周辺の状況

17 着衣着火

【関連章第6章3】

事例1 「ガステーブルの火に着衣が接触し、負傷者が発生した火災」

出火時分 4月 15時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/1 延 150 m²

被害状況 建物ぼや1棟 着衣2枚焼損 傷者2人

概要

この火災は、住宅の1階台所で発生したものです。

出火原因は、居住者がガステーブルでお湯を沸かしている際に、ガステーブル奥側の壁を右手で掃除していたところ、着ていた衣類がこんろの火に接触し出火したものです。

居住者の夫は、リビングにいたところ、居住者の妻から助けを求める声が聞こえたため台所に向かうと着衣から炎が上がっていたため、手で叩いて初期消火を実施しました。

この火災は、救急出場した救急隊員が着衣着火による火災で受傷したことを居住者から聴取し火災を覚知しています。

教訓等

この火災は、火を使用中に近づいたため、着衣に着火しています。

ガステーブルによる着衣着火は、ガステーブルに背を向けて作業しているときやガステーブルの奥側へ手を伸ばした際に着火することがあり、注意が必要です。

ガステーブル付近で作業を行う場合は、確実に火を消してから行い、出火防止に努めましょう。

また、被害を最小限に抑えるために、防災製品の衣類（エプロンやアームカバー等）を着用することも有効な手段の一つです。



写真 17-1 ガステーブルの状況



写真 17-2 焼損した着衣の状況

事例2 「衣類に花火の火が接触し出火した火災」

出火時分 8月 19時ごろ

用途等 福祉施設敷地内の屋外駐車場

被害状況 着衣2枚焼損 傷者1人

概要

この火災は、屋外駐車場で出火したものです。

出火原因は、福祉施設の花火イベントで入居者の高齢者が、花火の火花を誤って自身の衣類に着火させて出火したものです。

福祉施設の従業員は、椅子に座っている入居者のスカートが燃えているのを発見し、「燃えている」と火災を知らせました。その声で別の従業員が、入居者の燃えているスカートにバケツで水をかけましたが消火しきれず、続けてペットボトルの飲料水をかけて消火しました。

通報は、福祉施設の看護師が医者を呼び診察してもらったが右足の火傷の状況から救急車を要請するよう指示を受けたので、自身の携帯電話で119番通報しています。

教訓等

着衣着火による火災は毎年発生しており、直接衣類が燃えるため、年齢に関係なく死傷する確率が高く非常に危険です。最も件数が多いのはガステーブル等ですが、電気ストーブやロウソクの火に衣類が接触し出火するものや花火の火に接触し出火する事案もあります。



写真 17-3 焼損した衣類の状況



写真 17-4 花火の状況

18 住宅火災

【関連章第7章1】

事例1 「電子レンジで長時間加熱したため出火した火災」

出火時分 2月 21時ごろ

用途等 共同住宅 耐火造 3/0 延 200 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物ぼや1棟 食材若干 シリコンカップ2個

概要

この火災は、共同住宅の1階台所から出火したものです。

出火原因は、居住者が電子レンジのワット数を上げて食材を長時間加熱したため、時間経過で食材が過熱され発火し、出火したものです。

居住者は食材を電子レンジで調理していると、「ボン」という破裂音がしたため、電子レンジを見ると、電子レンジの扉が開いており炎が上がっているのを発見しました。居住者は共同住宅に設置されている消火器を使用しようと試みましたが、使用方法がわからず初期消火を断念し、自身の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、共同住宅の台所から出火した火災で、電子レンジで長時間加熱したことで出火しています。

電子レンジは、食品に含まれている水分子の電子を振動させ、その振動の摩擦熱で食品が加熱される仕組みとなっており、長時間加熱しすぎると出火する危険性があります。

電子レンジは、子どもから高齢者まで幅広い世代が手軽に利用できる便利な電気製品ですが、使用方法を誤ると大きな被害が発生する危険性があります。使用する際は、取扱説明書で使用方法を確認するとともに適切な加熱時間で調理することが大切です。また、加熱する際はその場を離れず、食品の様子を見ながら加熱し、電子レンジで調理できるか確実に確認してから使用しましょう。



写真 18-1 出火時の状況



写真 18-2 食材の焼損状況

事例2 「ガスファンヒータの温風でカセットボンベが破裂し出火した火災」

出火時分 4月 0時ごろ

用途等 複合用途（事務所・共同住宅） 耐火造 8/0 延 6,700 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物部分焼 1棟 焼損床面積 20 m²等焼損 傷者 2人

概要

この火災は、複合建物の6階共同住宅の居室から出火したものです。

出火原因は、居住者がガスファンヒータを使用した際に、温風吹き出し口付近に置いてあったガスボンベが破裂し、漏洩した可燃性ガスに引火し出火したものです。

火元の居室と同じ階の居住者は、外から「助けて」という声が聞こえたため、外に様子を見に行くと、火元の居室の玄関ドアが開けられており、中から煙が出ているのと火元居住者の衣類に火が点いているのを発見しました。

火災を発見した居住者は、自宅の浴槽から桶で水を汲み、火元居住者の衣類の火を消火するとともに、その様子を見ていた発見者の家族が火災だと思い、携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、ガスファンヒータの前にカセットボンベを置いていたため出火しています。

可燃性ガスの含まれたカセットボンベは、過熱するとボンベの内圧が高まり、破裂する危険性があります。カセットボンベを暖房機器や厨房機器などの近くに置いておくことは、カセットボンベが過熱される要因となります。

カセットボンベは、高温となる場所に置かないように注意しましょう。



写真 18-3 出火室入口の焼損状況



写真 18-4 出火室通路の焼損状況



写真 18-5 出火室の焼損状況

事例3 「蚊取り線香の火種により出火した火災」

出火時分 6月 12時ごろ

用途等 住宅 準耐火造 2/0 延 100 m²

被害状況 建物半焼 1棟 2階 50 m²焼損

概要

この火災は、住宅の2階居室から出火したものです。

出火原因は、居住者がベッドの下に火のついた蚊取り線香を置いていたところ、蚊取り線香の火種に何らかの可燃物が接触し出火したものです。

居住者の夫は、1階でテレビを見ていると2階から「パチパチ」という音が聞こえたので2階へ上がると居室から黒煙が出ているのを発見しました。

火災を発見した居住者の夫は、居住者の妻に火災を知らせ、一緒に避難しました。居住者の妻は、避難しながら自身の携帯で119番通報しています。初期消火は、隣人の方が庭に落ちた焼損物に向かって消火器を使用しています。

教訓等

この火災は、居住者が蚊取り線香に火をつけて、その場を離れたことが起因して出火しています。

蚊取り線香のような裸火を使用している間は、その場から離れないようにするとともに、裸火付近には可燃物を置かないようにしましょう。

また、その場を離れる場合は火の始末をしっかりとしてから離れましょう。



写真 18-6 出火室の焼損状況



写真 18-7 出火箇所の蚊取り線香の状況

事例4 「電気製品火災相談ガイドに沿って相談した火災」

出火時分 10月 不明
用途等 住宅 防火造 2/0 延 90 m²
被害状況 建物ぼや1棟 マルチタップ等焼損
概要

この火災は、住宅の2階居室から出火したものです。

出火原因は、マルチタップの可動式プラグ部分において何らかの理由により可動部分が緩み、接触抵抗が増加し発熱したため出火したものです。

居住者は、スマートフォンの充電ができないので電気配線を確認すると壁付コンセントとマルチタップが焼損しているのを発見しています。その後、東京消防庁ホームページにある東京消防庁版電気製品火災相談ガイドを参考にして管轄の消防署に相談して火災を覚知しています。

教訓等

この火災は、マルチタップの可動式プラグ部分が緩んだことで出火しています。

接触部過熱は、電気配線または電気製品の接触部が緩み接触部の抵抗が増加し発熱する現象です。

差込みプラグはしっかり差し込むようにしましょう。

また、東京消防庁版電気製品火災相談ガイドを参考にして管轄の消防署に相談して火災認定されています。電気製品の「小さなこげ跡」を確認したら迷わず119番通報して下さい。

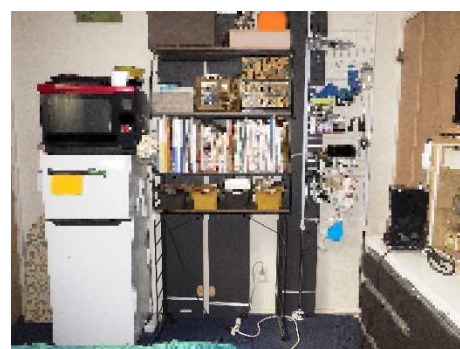


写真 18-8 電子レンジの状況

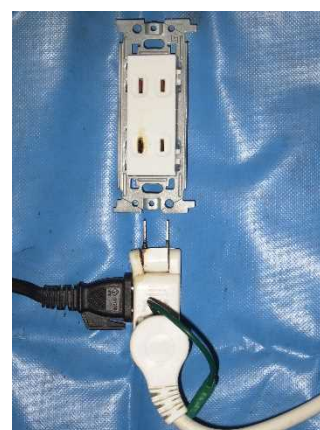


写真 18-9 加熱前の接続再現状況



写真 18-10 焼損したマルチタップの状況

19 飲食店

【関連章第7章2】

事例1 「飲食店で業務用ガスこんろの火を消さずに離れたため出火した火災」

出火時分 2月 13時ごろ

用途等 複合用途（飲食店・事務所） 耐火造 2/0 延 180 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物部分焼 1棟 床面積 20 m²焼損

概要

この火災は、複合用途建物1階飲食店の厨房内から出火したものです。

出火原因は、店長が両手鍋で固まっていたラードを業務用ガスこんろの火で溶かし始めましたが、そのことを失念して自宅に帰宅したことで、時間の経過とともにラードが過熱され、出火したものです。

近隣店舗の店長は、営業中に向かいの建物から炎が上がっているのを発見しています。火災を発見した店長はすぐに店舗内の固定電話で119番通報しています。

初期消火は実施されませんでした。

教訓等

この火災は、火を点けたままその場を離れたことで出火しています。火器を使用する際に火を点けたことを忘れてしまうことで、火災になることもあります。火を扱うときは、「目を離さない」、「加熱しすぎない」ことに注意し、安全に火を扱いましょう。

また、こんろの周囲には燃えやすいものを置かず、整理整頓を心掛けましょう。



写真 19-1 店舗内の状況



写真 19-2 厨房内の状況

事例 2 「焼肉店の無煙ガスロースタから出火した火災」

出火時分 3月 14時ごろ
用 途 等 複合用途（飲食店・事務所等） 耐火造 3/0 延 140 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物部分焼 1 棟 床面積 2 m²、表面積 70 m²、ダクト 6 m 等焼損
概 要

この火災は、複合用途建物の 1 階焼肉店舗のダクトから出火したものです。

出火原因は、利用客が無煙ガスロースタで焼肉を調理中に火のついた油等がダクト内の油かすに着火し、出火したものです。

店長は、利用客から無煙ガスロースタから火が出ていると言われ、従業員とともに客席に向かうと、ダクトから聞きなれない音が聞こえました。3 階のダクトを確認すると、ダクトから炎と煙が上がっているのを発見しました。火災を発見した店長はすぐに利用客を避難させるとともに、自身の携帯電話で 119 番通報をしました。初期消火は店内の強化液消火器 2 本、他店の粉末消火器 1 本を使用し消火を試みましたが消火には至りませんでした。

教 訓 等

この火災は、利用客が肉を調理した際に火のついた油等がダクト内部に堆積していた油かすに着火し、出火したものです。

ダクトの入口には、火災発生の際に炎がダクトに侵入するのを防ぐ防火ダンパーが設置されていますが、清掃不良により正常に作動せず、延焼拡大につながることもあります。

ダクト火災を防ぐには、定期的にダクト内部の清掃を実施し、一度に多量の肉を調理しないよう利用客への注意喚起が必要です。



写真 19-3 店舗内の状況



写真 19-4 作動しなかった防火ダンパーの状況

20 物品販売店舗等

【関連章第7章3】

事例1 「物品販売店舗内で使用されていた電子レンジ内から出火した火災」

出火時分 10月 16時ごろ
用途等 物品販売店舗 耐火造 4/1 延 46,000 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 電子レンジ1台焼損

概 要

この火災は、物品販売店舗の2階で電子レンジが出火したものです。

出火原因は、利用客が電子レンジを使用中にその場を離れたため、電子レンジのこびりついた汚れが過熱され出火したものです。

従業員は、店舗内から焦げ臭さを感じたため近くの電子レンジを確認すると、電子レンジ内が焼損しているのを発見しました。

建物の警備員は、店舗従業員から消防署に通報するよう依頼され建物の固定電話で管轄消防署に通報を実施しています。

教 訓 等

今回の火災は、電子レンジのこびりついた汚れが過熱されて出火しています。

電子レンジは、食品を長時間加熱したり、調理できるものと誤った認識で使用するによる火災が多く発生します。電子レンジ内からの火災を防ぐためには、使用時はその場から離れず食品の様子を見ながら加熱しましょう。

また、今回の火災のように電子レンジのこびりついた汚れから火災につながることもあるので、電子レンジは小まめに清掃しましょう。



写真 20-1 電子レンジの状況



写真 20-2 電子レンジ内の焼損状況

事例2 「決済用スマートフォンの充電ケーブルから出火した火災」

出火時分	11月 15時ごろ
用途等	複合用途建物（物品販売店舗・映画館） 耐火造 8/2 延 18,000 m ²
防火管理	該当選任あり 消防計画あり
被害状況	充電ケーブル1個焼損

概要

この火災は、複合用途建物の5階物品販売店舗のレジカウンターから出火した火災です。

出火原因は、充電ケーブルのコード部で短絡し出火したものです。

従業員は、レジカウンターで勤務中に決済用スマートフォンに接続されていた充電ケーブルのコード部から青白い光と線香のような煙を発見しています。

発見した従業員に呼ばれた店長は、ケーブルを抜き初期消火しています。その後、店長は火災があった旨を建物の事務員に報告し、建物の事務員から管轄の消防署に通報しています。

教訓等

今回の火災は、充電ケーブルのコード部で短絡し出火しています。充電ケーブルのコード部を乱暴に抜き差しして歪みや変形、被覆が破れコードが露出しているもので充電すると出火する可能性があります。このような状態のものを使用しないようにしましょう。

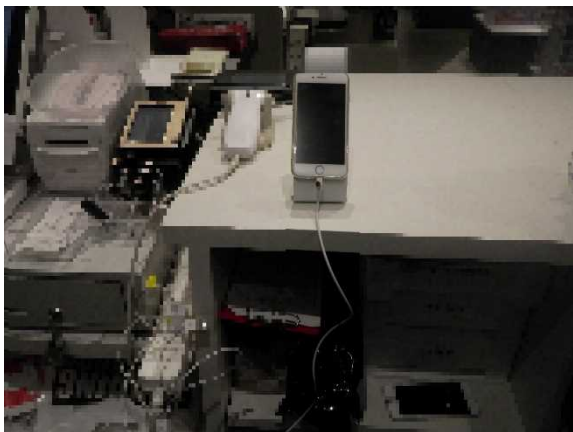


写真 20-3 レジカウンターの状況



写真 20-4 充電ケーブルのコード部の焼損状況

21 旅館・ホテル・宿泊所

【関連章第7章4】

事例1 「火種の残ったたばこの吸い殻をビニール袋に捨てた後に出火した火災」

出火時分 1月 14時ごろ
 用途等 ホテル 耐火造 9/0 延 4,000 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや1棟 床面及び内壁各 1 m²焼損
 概要

この火災は、ホテル7階の宿泊室から出火したものです。

出火原因は、宿泊客が灰皿でもみ消した完全に火の消えていないたばこの吸い殻をビニール袋に捨てて出かけたため、ごみに着火し出火したものです。

ホテルの副支配人は、自動火災報知設備が作動し、宿泊室が表示していたため確認に向かうと、宿泊室のドアの隙間から煙が出ているのを発見しています。その後、マスターキーでドアを開け煙が充満していたので粉末消火器を使用して初期消火をしましたが消火できませんでした。

初期消火を行った副支配人は、1階フロントに戻り固定電話で119番通報を行っています。

教訓等

この火災は、宿泊客のたばこの吸い殻の不始末に起因して出火しています。

多くの宿泊客が利用するホテルで火災が発生すると、甚大な被害が発生する危険があります。日頃から従業員が火災予防に対する意識を持ち、火災発生時は迅速に対応ができるよう自衛消防能力の向上を図ることが重要です。

また、宿泊客に喫煙マナーをしっかりと伝え、たばこの吸い殻の不始末による火災を起こさない、起こさせないように注意しましょう。



写真 21-1 焼損した宿泊室の状況



写真 21-2 出火箇所の状況

事例2 「宿泊室に置かれているヘアードライヤーの電源コードから出火した火災」

出火時分 8月 8時ごろ
用途等 ホテル 耐火造 18/2 延 45,000 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 ヘアードライヤー1台焼損
概要

この火災は、ホテル11階の宿泊室から出火したものです。

出火原因は、ヘアードライヤーの電源コードが半断線している状態で使用したため、発熱して出火したものです。

宿泊客が、壁付コンセントにヘアードライヤーの差込みプラグを接続し、スイッチを入れた際に、ヘアードライヤー本体近くの電源コード部分から火花が出たのを確認したため、フロントに知らせています。知らせを受けたフロントの従業員が上司に伝え、上司が自身の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、ホテルに設置されていた備品から出火しています。

半断線とは、コード内部の素線の一部が断線することをいいます。

ホテル側が適切な管理を実施していても、さまざまな要因による火災の危険は潜んでいます。

火災に至る要因を事前に無くすことや、万が一火災になってしまった場合に早期発見できる体制を整え、迅速な通報及び初期消火方法を確認しておくことが被害の拡大防止につながります。出火防止について注意喚起をすることやホテル内のルールについて周知することも大切です。火災が発生した際には、速やかに119番通報を行い、適切に初期消火及び避難誘導を実施することにより被害の拡大防止を図ることができます。

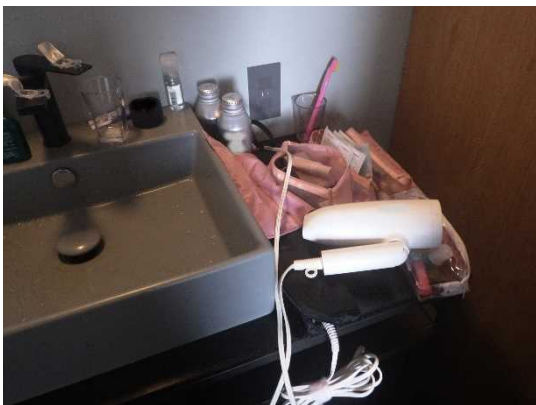


写真 21-3 宿泊室の状況



写真 21-4 焼損した電源コードの状況

22 病院・診療所

【関連章第7章5】

事例1 「病院の手術室から出火した火災」

出火時分 4月 9時ごろ
用途等 病院 耐火造 6/2 延 37,000 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 不織布等焼損
概要

この火災は、病院2階の手術室から出火したものです。

出火原因は、レーザーを使用する手術中に、ファイバーケーブルの折れ曲がった箇所からレーザーが漏れ、漏れたレーザーが患者に掛けていた不織布に当たり出火したものです。

医師は、手術で医療用レーザーを使用していると、患者の左足に掛けている不織布から火が立ち上がっているのを発見しています。初期消火は、火災を発見した医師が500m lの蒸留水2本をかけ、別の医師も、燃えている不織布を叩いて消そうとしたが、消火を試みましたが消せなかったため、看護師が、粉末消火器1本を使用し消火に成功しました。通報は、防災センター警備員が、自動火災報知設備の鳴動と受信機で2階の手術室の火災を確認するため駆け付けると、初期消火が完了していました。警備員は、病院内のPHSで防災センターに報告し、報告を受けた別の防災センター警備員から自身の携帯電話で管轄消防署に通報しています。

教訓等

この火災は、病院の手術室から出火しています。

診療所や病院等では入院患者等の歩行困難な方もいるため、火災が発生すると死傷者が発生するおそれがあります。今回は、医療用レーザーのファイバーケーブルが折れ曲がった部分からレーザーが漏れて火災が発生しています。使用前に異常がないか動作確認を実施し性能の維持管理に努めましょう。



写真 22-1 手術室内の焼損状況

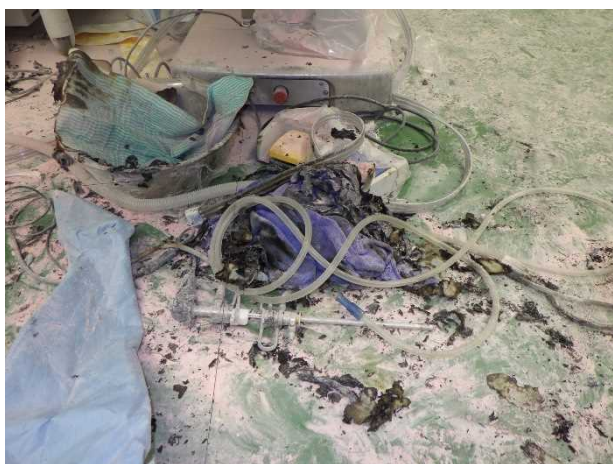


写真 22-2 不織布等の焼損状況

事例2 「病院の集中治療室から出火した火災」

出火時分 8月 13時ごろ
 用途等 病院 耐火造 14/1 延 18,000 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや1棟 テーブルタップ2個焼損
 概要

この火災は、病院4階の集中治療室から出火したものです。

出火原因は、テーブルタップのコンセントと差し込みプラグの接触部が過熱したため出火したものです。

4階で勤務していた看護師は、デジタルカメラの充電をするため充電器のプラグをテーブルタップのコンセントに差し込む際に、テーブルタップに燃えた跡を発見しました。施設事務員に報告し、報告を受けた別の施設事務員は、固定電話から管轄の消防署に通報しています。初期消火は、発見者の同僚の看護師が差し込みプラグをコンセントから抜き消火をしています。

教訓等

この火災は、テーブルタップのコンセントと差し込みプラグの接触部が緩んだ状態で使用したことで火災が発生しています。今回の火災のような電気機器の接続部が緩む等で、接触の電気抵抗が増加し発熱する現象を接触部過熱といいます。日頃から、電気機器の使用にあたって、定期的にコンセント等の接続部分を点検するなど、適正な維持管理を心掛けましょう。

また、コンセントに接続されている電力量が過剰に流れないように注意しましょう。



写真 22-3 テーブルタップの接続状況（再現）



写真 22-4 テーブルタップの焼損状況

23 学校

【関連章第7章6】

事例1 「小学校の家庭科教室から出火した火災」

出火時分 5月 14時ごろ
用途等 小学校 耐火造 4/0 延 3,500 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 ガス用ゴムホース1本焼損
概要

この火災は、小学校4階の家庭科教室から出火したものです。

出火原因は、家庭科教室で調理実習中に、調理に使用しているガステーブルに接続されたゴムホースが、ガステーブルの炎に接炎し出火したものです。

家庭科の教員は、生徒が騒がしいので様子を見てみると調理に使用しているガステーブルに接続されたゴムホースの一部が燃えているのを発見しました。

火災を発見した教員は、ガステーブルの火を消して、授業を受けていた全生徒を家庭科教室から避難させ、ガスの元栓を閉じています。その後、粉末消火器を使用して消火しています。通報は、火災を発見した教員から状況の説明を受けた副校長が固定電話で管轄の消防署に通報しています。

教訓等

この火災は、小学校の家庭科教室から出火した火災です。

生徒が安心して学校生活を送れるよう、事前に消火器や屋内消火栓の設置場所を確認しておくことや適切に消火設備を扱えるよう繰り返しの自衛消防訓練を実施しておきましょう。



写真 23-1 ゴムホースの焼損状況



写真 23-2 ガステーブルの状況

事例 2 「高等学校の化学実験室から出火した火災」

出火時分 6月 13時ごろ
用途等 高等学校 耐火造 5/1 延 13,000 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 1 棟 床若干、教師用実験台 1 台、ごみ箱 1 個等焼損
概要

この火災は、高等学校 4 階の化学実験室から出火したものです。

出火原因は、実験後に残った亜鉛粉末を紙で拭き取ってごみ箱に捨てたため、ごみ箱にあった何らかの水分を含んだごみと亜鉛粉末とが反応し、亜鉛粉末が酸化発熱したため時間の経過と共に周囲のごみに着火して出火したものです。

体育館にいた教員が「4 階が火事です。」という館内放送を聞き、校舎 4 階に向い、化学実験室を確認すると実験台から炎が上がっているのを発見しています。館内放送を聞き駆け付けた教員と事務員の 2 名により粉末消火器を使用して消火しています。1 階の事務室にいた事務員が、自動火災報知設備の受信機で 4 階の信号を確認したため向かうと、化学実験室で消火器を使い初期消火するところだったので火災だと判断し、学校の固定電話から管轄の消防署に通報しています。

教訓等

この火災は、化学薬品を廃棄しようとした際に正しく処理を行わなかったことから発生しています。実験で使用する薬品などは、危険性が高いものが含まれることがあるため、定められた手順や方法を順守し、安全対策を確実に取ることが大切です。また、万が一にも火災が発生した場合、近くの危険物類に着火し燃え広がるおそれもあります。火災を確認したら 119 番通報をしましょう。

実験や使用する薬品の危険性を認識し、適切な管理を行うとともに、周囲の消火設備に関しても日頃から点検等を行い、万が一の際には素早く使えるようにすることが被害を抑えることにつながります。



写真 23-3 化学実験室の焼損状況



写真 23-4 焼損したごみ箱の状況

24 工場・作業場

【関連章第7章7】

事例 「工場から出火した火災」

出火時分 3月 15時ごろ
用途等 工場 耐火造 11/1 延 2,200 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 アクリル板1枚、レーザー加工機1台、床若干等焼損
概要

この火災は、1階作業場から出火したものです。

出火原因は、レーザー加工機の設定において、出力及びスピードの設定値を通常とは違う設定で加工したことにより、必要以上にアクリル板が過熱され出火したものです。

従業員は、レーザー加工機でアクリル板を加工中、加工機に背を向けて別の作業をした後、加工物を確認すると加工部付近が燃えているのを発見しています。

火災を発見した従業員は、上司に火災を報告し、報告を受けた上司は現地に駆け付け、エアゾール式簡易消火具（二酸化炭素）2本で消火を試みましたが消火できず、その後ちりとりで水道水を汲み、加工部付近にかけて消火しています。通報は、消火後に会社の固定電話で119番通報をしています。

教訓等

この火災は、レーザー加工機を普段の作業工程とは違う設定で加工していたため出火しています。工場や作業場で扱う機器は、設定や使用上の注意事項を適切に守りましょう。

また、延焼拡大させないために、消防用設備等を有効に活用できる体制を事前に構築しておくことも大切です。



写真 24-1 レーザー加工機の焼損状況



写真 24-2 敷地内の焼損状況

25 倉庫

【関連章第 7 章 8】

事例 「倉庫内の充電中のリチウムイオンバッテリーから出火した火災」

出火時分 7 月 18 時ごろ
 用途等 倉庫 防火造 1/0 延 15 m²
 防火管理 非該当
 被害状況 建物部分焼 1 棟 床 1 m²焼損
 概要

この火災は、1 階平屋の倉庫から出火したものです。

出火原因は、充電中の電動工具用リチウムイオンバッテリーが何らかの理由で内部短絡し出火したものです。

近隣居住者は、「パンパン」という音が聞こえたため中庭を確認すると、倉庫の上部から煙が立ち上がっているのを発見しています。煙を発見した近隣居住者は、管理人室にいた管理人に火災を知らせ、管理人は自身の携帯電話で 119 番通報しました。

初期消火は、管理人から火災の連絡を受けた倉庫の管理事務所の従業員 2 人が粉末消火器をもって倉庫の施錠を解錠し、粉末消火器 2 本を使用して消火をしています。

教訓等

倉庫という性質上、様々な物品や資器材等が多く保管されており、一度出火してしまうと多量の可燃物が燃焼し、延焼拡大する危険性があります。そのため、火災を早期に発見し、初期消火を実施する体制を整えることや、万が一火災が延焼拡大してしまった場合には、速やかに非難するように周知しておきましょう。



写真 25-1 焼損した倉庫の状況



写真 25-2 焼損した電動工具の状況

26 事務所

【関連章第7章9】

事例1 「ノートパソコンの差込みプラグに金属が接触したため出火した火災」

出火時分 3月 18時ごろ

用途等 複合用途（事務所・百貨店等） 耐火造 10/3 延 67,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 テーブルタップ1個、セキュリティワイヤー1個等焼損

概要

この火災は、複合用途建物7階の事務所から出火したものです。

出火原因は、ノートパソコンの差込みプラグとテーブルタップの隙間に金属製のセキュリティワイヤーが入り込み、差込みプラグの両差し刃に接触したため短絡し出火したものです。

店長は、従業員がノートパソコンを移動させた際に「バチッ」という音がしたのでデスクを確認すると、テーブルタップとセキュリティワイヤーに焦げた跡があるのを発見しました。火災を発見した店長は、テーブルタップからノートパソコンの差込みプラグを引き抜き、初期消火をしています。その後、建物管理会社の職員に報告し、報告を受けた建物管理会社の職員が会社の固定電話から管轄の消防署に通報しています。

教訓等

ノートパソコンの差込みプラグの通電部分に金属製のセキュリティワイヤーを挟み込んだため短絡し火災になっています。今回のような火災は、感電する恐れもあり大変危険です。コンセントとプラグの周囲には金属製のワイヤーや物品を設置しないようにしましょう。

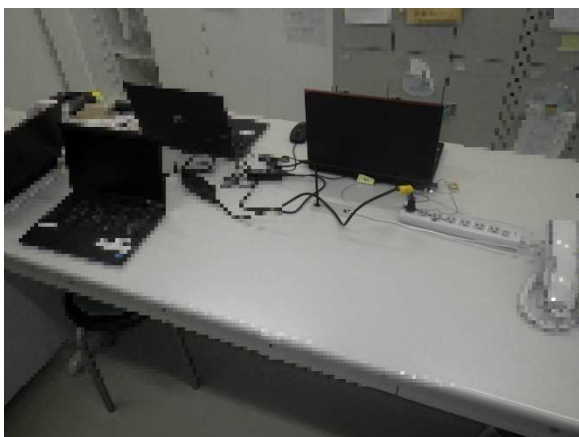


写真 26-1 電気配線の接続状況



写真 26-2 金属製のセキュリティワイヤー状況

事例 2 「事務所のテーブルタップのプラグから出火した火災」

出火時分 5月 20 時ごろ
用 途 等 複合用途（事務所・飲食店等） 耐火造 55/3 延 180,000 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや1棟 テーブルタップ2個等焼損
概 要

この火災は、複合用途建物1階の防災センターから出火したものです。

出火原因は、床下に設置してあるテーブルタップの差込み口と別のテーブルタップの差込みプラグで、ほこり及び湿気を介して、プラグの差し刃間でトラッキング現象が発生し出火したものです。

防災センター警備員は、喫煙所の放送マイク装置のランプが消えているため、ビルメンテナンス職員に確認するよう依頼しています。依頼を受けたビルメンテナンス職員は、電気設備の配線を確認するとテーブルタップが焼損しているのを発見しました。

その後、発見したビルメンテナンス職員は、防災センターの電話で 119 通報を実施しています。初期消火はされませんでした。

教 訓 等

この火災は、床下のテーブルタップのプラグ部分で出火した火災です。トラッキング現象は、通電状態のコンセントにプラグが差さっていれば、ほこりや湿気等の影響で発生する恐れがあります。トラッキング現象による火災を防ぐためにも、長期間差したプラグは乾いた布などで清掃し、定期的にプラグ部分を確認するとともに、発熱などの異常がある場合は使用をやめましょう。

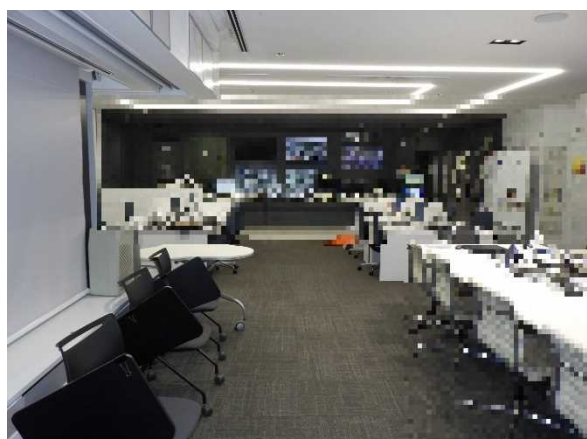


写真 26-3 配線通し穴の位置及び復元状況



写真 26-4 テーブルタップ付近の焼損状況

27 防火管理義務対象物

【関連章第7章10】

事例 「保育所の調理場から出火し初期消火に成功した火災」

出火時分 10月 10時ごろ
 用途等 保育所 耐火造 2/0 延 1,500 m²
 防火管理 該当选任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや1棟 調理油若干

概要

この火災は、保育所1階の調理室から出火しています。

出火原因は、調理師が業務用ガスコンロに火を点けフライパンに調理油を入れて温めている最中に別の料理を作り始めて放置してしまったため、調理油が時間経過とともに過熱され、出火したものです。

調理師が、調理台で料理を作っていると、業務用ガスコンロで加熱していたフライパンから炎が上がっているのを発見します。

火災を発見した調理師は、フライパンの上に鍋蓋を被せましたが消火できなかったため、周囲に「火事だ」と知らせています。保育士は、調理室から「火事だ」と声が聞こえたので別の保育士に消火器を持ってくるよう頼み、搬送された粉末消火器で初期消火し消火しました。通報は、自動火災報知設備の感知器が作動し、設備と連動していた自動通報装置から119番通報しています。

教訓等

この火災は、運営中の保育所で発生しており、万が一延焼拡大すれば被害は甚大なものになっていた可能性があります。被害が最小限ですんだ一つの要因として、保育士が火災にいち早く気が付き、消火器を使って適切な初期消火を実施している点があげられます。これは日頃からの自衛消防訓練の成果が発揮された事例といえます。

防火管理義務対象物の関係者は、万が一の際に迅速な通報や初期消火、的確な避難誘導が行えるよう自衛消防訓練を適宜行い、正しい知識や技術を身につけましょう。



写真 27-1 焼損箇所付近の状況



写真 27-2 業務用ガスコンロの使用状況（復元）

28 危険物施設

【関連章第7章 12】

事例1 「給油中のバイクから出火した火災」

出火時分 1月 11時ごろ

用途等 給油取扱所（セルフ方式）

選解任 該当選任あり 危険物保安監督者

被害状況 バイク1台焼損

概要

この火災は、給油取扱所（セルフ方式）において給油中のバイクから出火したものです。

出火原因は、バイクの所有者が給油中にガソリンを継ぎ足し給油したため漏洩し、バイク所有者に帯電した静電気のスパークによりガソリンのベーパーに引火して出火したものです。

バイク所有者は、自身のバイクにガソリンの給油を行っていたところ、バイクの下部から炎が立ち上がっているのを発見しました。火災のすぐそばで働いていた給油取扱所の従業員2名は、火災を発見後すぐに施設内の粉末消火器を使用して消火しました。給油取扱所の店長は、従業員により火が消えたのを確認後、事務所の電話から管轄消防署に通報しています。

教訓等

この火災は、セルフ方式の給油取扱所で利用客が給油作業中に出火しました。ガソリンは、液体そのものが燃えるのではなく、液面から気化した可燃性蒸気と空気が混合したものが燃焼します。静電気のような小さな火源（火花）でも、ガソリンの可燃性蒸気は着火することがありますので、以下の3点に注意しましょう

- ① 継ぎ足し給油をしないようにしましょう
- ② 正しい操作で給油しましょう
- ③ 静電気除去シートにタッチしましょう

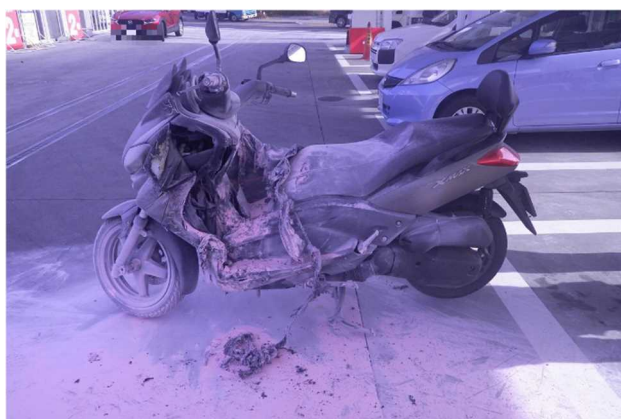


写真 28-1 焼損したバイクの状況



写真 28-2 出火時の監視カメラ映像

事例2 「資材置き場に何者かが侵入し暖をとるため放火した火災」

出火時分 12月 3時ごろ
用途等 屋外資器材置き場
被害状況 発電機1台等焼損
概要

この火災は、屋外資器材置き場から出火したものです。

出火原因は、何者かが資材置き場に侵入し、暖を取るため所持していた電子ライターで資材置き場にあった可燃物に放火したものです。

警備員が巡回中に資材置き場から煙が上がっているのを発見したため、無線で防災センターにいる別の警備員に火災だと知らせています。火災を知らされた警備員は防災センターの固定電話から119番通報しました。

教訓等

この火災は、何者かが侵入し暖をとるため放火して火災が発生しました。消防法上の危険物や指定可燃物に該当する品名・数量を取り扱う施設では、延焼が拡大したり、深刻な被害が発生する場合がありますので施錠はしっかりしましょう。



写真 28-3 出火時の防犯カメラ映像



写真 28-4 屋外資器材置き場の焼損状況

29 車両

【関連章第7章13】

事例 「排気管に可燃物が接触し出火した火災」

出火時分 4月 8時ごろ

用途等 軽乗用車

被害状況 車両全焼1台等焼損

概要

この火災は、一般道路を走行中の軽自動車底部から出火したものです。

出火原因は、走行により高温となった排気管にごみくず等の可燃物が接触し、出火したものです。

運転手は走行中に車両前方付近から白煙が出ているのを発見しましたが、道路状況により、すぐに車両を停車させることができませんでした。約3分後に安全な場所に停車し確認したところ、依然として白煙が出ており、車両底部から炎が上がっているのを発見しました。

運転手は火災を発見後、すぐに自身の携帯電話で110番通報をしています。

通報で駆け付けた警察官は、車両が停車付近の飲食店とマンションから持ってきた強化液消火器2本を使用して初期消火を行いました。火の勢いは収まりませんでした。

教訓等

この火災は、走行中に高温となった排気管に可燃物が接触したために発生しています。

走行中の排気管は表面温度が高温になり、排気管に可燃物が接触した状態で運転していると発火する可能性があります。

また、走行中に異常や異音又は警告灯が点灯したなど少しでも違和感を感じたら、安全な場所に車両を停車させて異常の有無を確認しましょう。そして、使用前及び使用後の点検により火災の発生を未然に防ぎましょう。



写真 29-1 車両の延焼状況



写真 29-2 焼損した車両の状況

30 消防用設備等の活用状況

【関連章第8章】

事例1 「屋内駐車場において初期消火に成功した火災」

出火時分 2月 15時ごろ
 用途等 駐車場 耐火造 3/1 延 24,000 m²
 防火管理 該当选任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや1棟 車両1台等焼損
 概要

この火災は、複合用途建物に併設した屋内駐車場3階から出火し、車両1台等を焼損したものです。

出火原因は、車両のヘッドライト付近の電氣的異常の可能性があります、確たる物証が得られないため不明となっています。

屋内駐車場の利用客が車両を止めようとした際に、すでに駐車されている車両から火炎が出ているのを発見したため、すぐに自身の携帯電話から119番通報を実施しています。複合用途建物内にいた従業員は、客から駐車場で火災が発生していることを聞き、すぐに防災センター職員に火災を知らせました。知らせを受けた防災センターの職員は、複合用途建物内に設置してある粉末消火器を携行し現地に駆け付け、出火している車両に向けて噴射し、さらに駐車場内に設置してある移動式粉末消火設備を使用し初期消火を実施しました。

教訓等

この火災は、屋内駐車場の車両から出火しています。この施設では、年1回の自衛消防訓練と消防用設備の点検時に合わせた年2回の消防用設備取扱い訓練を実施しており、火災の知らせを受けた防災センターの職員が自衛消防訓練通りに活動を実施し適切に消防用設備を活用することで、被害を最小限に抑えています。

万が一火災が起きてしまった時には、適切に消防用設備等を活用し、被害を最小限に留めなければなりません。そのためにも、自衛消防訓練等の機会を捉え、消防用設備等の設置状況や取扱い方法を周知しましょう。

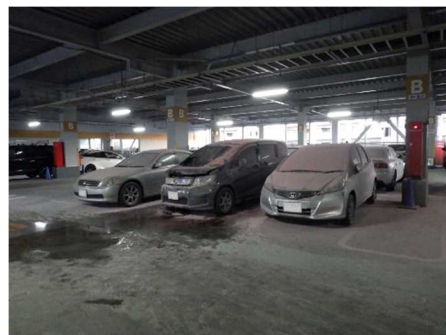


写真 30-1 焼損した車両の状況

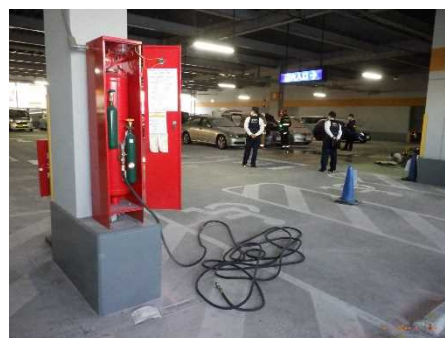


写真 30-2 使用した消防用設備の状況

事例2 「物品販売店舗から出火しスプリンクラー設備で延焼拡大を抑えられた火災」

出火時分	12月 14時ごろ
用途等	複合用途（物品販売店舗・駐車場） 耐火造 10/3 延 15,000 m ²
防火管理	該当選任あり 消防計画あり
被害状況	建物ぼや1棟 床若干、スチームアイロン1台等焼損
概要	

この火災は、複合用途建物の4階物品販売店舗のバックヤードから出火したものです。

出火原因は、バックヤード内で使用していたスチームアイロンの電源スイッチの接触不良により発熱し出火したものです。防災センターに勤務する職員は自動火災報知設備が鳴動したため、監視カメラを確認すると、バックヤードを映しているモニターに火が見えたため、同僚の職員に119番通報を依頼し、依頼を受けた職員が防災センターの固定電話から119番通報しています。

また、防災センターに勤務していた別の職員は、受信機の地区表示灯で4階の表示を確認したため、店舗の確認に向かうと、バックヤード内は煙が充満しており、スプリンクラー設備が作動中でしたが、スチームアイロン付近に炎を確認したため、搬送した粉末消火器1本を使用し、初期消火を実施しています。

教訓等

この火災は、バックヤードで無人の状態で使用していたスチームアイロンから出火していますが、防災センターの職員は、協力して通報、初期消火活動に従事しており、消防用設備も有効活用し、被害を最小限に抑えていることから、日頃の自衛消防訓練の成果が発揮されたものと言えます。

バックヤード内には可燃物も多数置かれており、無人の状態で出火していることから、一歩間違えば延焼拡大につながっていた危険性があります。

万が一の火災に備え、消防用設備等が有効に活用できるよう、自衛消防訓練等を通じて、日頃から訓練を行うとともに、消防用設備等を法令で定められた定期的な点検を実施し、不備等があれば早急に是正し、適正な維持管理に努めましょう。

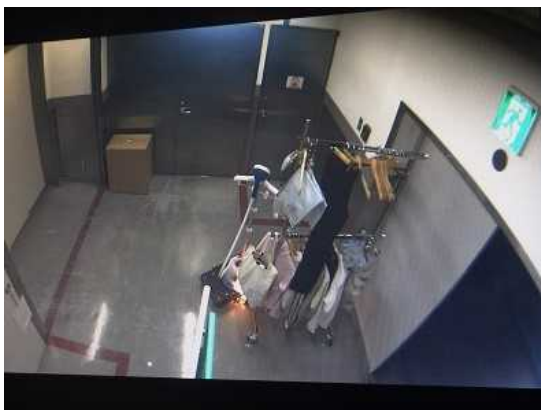


写真 30-3 出火時の防犯カメラ映像



写真 30-4 焼損したスチームアイロン状況

31 防災物品等

【関連章第8章4】

事例 「防災対象物品と消防用設備により被害を抑えた火災」

出火時分 12月12時ごろ

用途等 有料老人ホーム 耐火造 5/0 延 2,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 内壁若干、カーペット若干等

概要

この火災は、有料老人ホームの5階居室部分から出火したものです。

出火原因は、居室内に置かれていた凹面鏡に反射した太陽光が床面上で収れん^{*}し出火したものです。

施設に勤務する職員は、自動火災報知設備が鳴動したため受信機を確認すると5階を表示しており、駆け付けた別の職員とともに5階を確認すると、居室から白煙が出ているのを発見しています。火災を発見した2名の職員は、119番通報と初期消火を分担して行い、1名が事務所の電話から119番通報を行い、もう1名が施設に設置してある粉末消火器を使用し初期消火を実施するとともに、施設に設置してあったパッケージ型消火設備も作動しました。

教訓等

高層建築物や地下街、不特定多数の人が出入りしたり避難困難者が多数入居するような施設ではカーテンやどん帳、じゅうたんなどに防災性能を有する防災対象物品の使用が消防法で義務付けられています。

この火災では、凹面鏡で反射した太陽光が床面上で焦点を結んだことで出火しており、付近には防災性能のないカーテンが設置されていましたが、床面上のじゅうたんに防災製品が使用されていることをはじめ、職員の適切な自衛消防活動、消防用設備により被害を最小限に抑えています。

「防災」とは燃えにくい性質のことであり、決して燃えないというわけではありません。日常生活における可燃物の整理整頓を心がけるとともに、防災性能があるものを使用することで、万が一火災が発生した際には初期消火や避難など、初期の火災対応における貴重な時間を稼ぐことにもつながります。



写真 31-1 出火室の状況



写真 31-2 焼損したカーペットの状況

32 延焼拡大・避難状況

【関連章第9章】

事例 「焼肉店から出火し、400人以上が避難した火災」

出火時分 12月 19時ごろ

用途等 複合用途（飲食店・事務所） 耐火造 8/1 延 2,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 ダクト6m等焼損 傷者7人

概要

この火災は、複合用途建物の2階飲食店の客席に設置されたダクトから出火したものです。

出火原因は、無煙ガスロースタ上の網で食材を調理中に、火のついた油がダクト内に吸い込まれたことにより、ダクト内に堆積した油かすに着火し出火したものです。

焼き肉店の従業員が接客していた際に利用客が使用していた無煙ガスロースタから異常に炎が上がっているところを発見しています。1階にある別の飲食店の従業員は、1階で仕事に窓から見える排気ダクトから黒煙と臭気を確認したため、すぐに自身の携帯電話で119番通報を実施しています。

また、焼き肉店の従業員は、火災を発見後すぐに利用客を避難させると同時に店舗に設置してある粉末消火器で初期消火を実施しましたが、消火が出来ませんでした。

なお、この火災で焼き肉店の従業員を含む7人がけがを負い、建物内の各階にいた利用客計400人以上が自動火災報知設備の鳴動で火災に気づき避難しています。

教訓等

この火災は、客席に設置された無煙ガスロースタが火のついた油を吸い込み、ダクト内に堆積した油かすに着火し出火しています。

出火した焼き肉店には防火管理者が選任されており、消防計画も作成されていました。自衛消防訓練も定期的の実施されており、出火時も訓練通り避難誘導が迅速に行われています。

不特定多数の客が利用する施設では、発見が遅れたり、延焼拡大した場合、被害が甚大となる可能性があります。建物を安全に利用するためにも、建物関係者は防火管理体制に万全を期し、定期的に訓練を実施することで、万が一の際には、被害を最小限に止めるべく、効果的な初期消火、避難誘導が行えるよう知識や技術を身につけましょう。



写真 32-1 焼損した客席状況



写真 32-2 焼損した客席状況